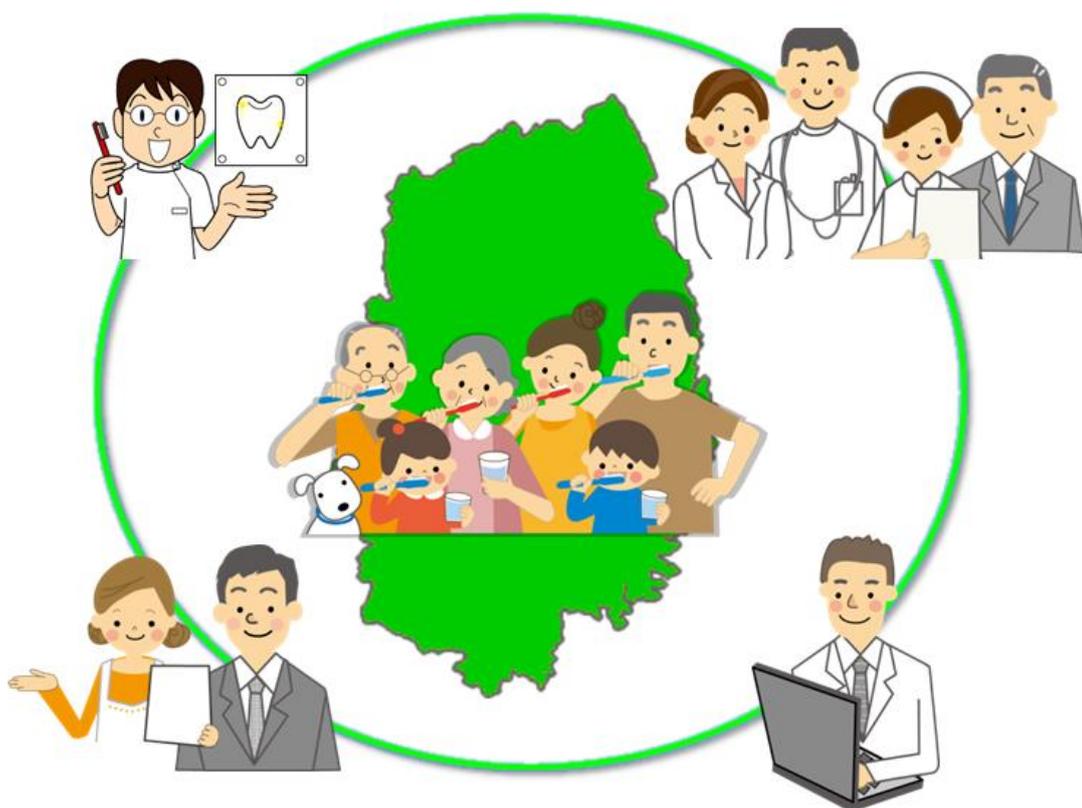


# イー歯トープ8020プラン

(岩手県口腔の健康づくり推進計画)

## 中間評価報告書



平成30年3月

岩手県



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨とその動向

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画に関する動向 ..... 1

## 第2章 中間評価の目的と方法

- 1 中間評価の目的 ..... 3
- 2 中間評価の方法 ..... 3

## 第3章 中間評価の結果

- 1 目標項目の個別評価 ..... 4
- 2 目標項目の総括評価 ..... 13
- 3 取組状況の評価 ..... 15

## 第4章 今後の取組

- 1 目標値の変更 ..... 34
- 2 今後の取組 ..... 35

コラム 各地域を巡回して「岩手県いい歯の日のつどい」を開催！ ..... 38

目標項目に係る中間実績値及び到達度一覧 ..... 39

目標項目一覧 ..... 40

## 参考資料

- 1 用語説明 ..... 41
- 2 イー歯トープ8020プランの中間評価の経過 ..... 48
- 3 健康いわて21プラン口腔保健専門委員会設置要領 ..... 49
- 4 健康いわて21プラン口腔保健専門委員会委員名簿 ..... 51
- 5 岩手県口腔の健康づくり推進条例 ..... 52
- 6 歯科口腔保健の推進に関する法律 ..... 55
- 7 データ資料集（①目標項目に係る指標の推移、②関連指標の推移） ..... 58



# 第1章 計画策定の趣旨とその動向

## 1 計画策定の趣旨

口腔の健康は、バランスのとれた食生活を可能とし、また、生活習慣病や誤嚥性肺炎の予防に寄与するなど、心身とも健やかで豊かな人生を送るうえで基礎的かつ重要な役割を果たしています。

本県ではこれまで、「8020（ハチマルニイマル）運動」や平成13年度に策定した「健康いわて21プラン」（第1次）により、県民の口腔の健康づくりに取り組んできましたが、子どものむし歯有病者の割合が全国平均よりも高い状況にあるとともに、地域間に大きな格差が生じているほか、成人においては重度の歯周病に罹患している者の割合が増加しています。また、人口に占める高齢者の割合が高い状況において、高齢者の口腔機能の維持・向上への対策が重要となっています。このため、生涯を通じた口腔の健康づくりの取組がより一層求められています。

平成23年3月11日には、本県の沿岸地域を襲った東日本大震災津波により、災害時における歯科保健医療の重要性を強く認識したところです。震災後、失われた歯科保健医療の提供体制の整備を進めてきましたが、引き続きこの取組を継続するとともに、平時から災害に備えた歯科保健医療の提供体制を構築しておく必要があります。

こうした中、本県において、平成25年3月に、県民一人ひとりが主体的に口腔の健康づくりに取り組むとともに、県民誰もが、適切な歯科保健サービスを受けることができる環境を整備することにより、生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会の実現を目指して、「岩手県口腔の健康づくり推進条例（平成25年岩手県条例第36号）」（以下「県条例」という）が制定されました。

そして、県条例の基本理念に基づき、口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年7月に本計画が策定されました。

本計画は、平成34（2022）年度までを計画期間とし、最終年度を目途とした具体的な目標を設定することにより、県民及び健口づくりサポーター（口腔の健康づくりに関連するすべての関係機関・団体）の口腔の健康づくりに関する意識の向上と取組を促すものです。

また、平成29年度に中間評価を行い、計画期間の後半の取組に反映させることとしています。

## 2 計画に関する動向

本計画の策定前後から現在までの国及び県における関連施策の主な動向は次のとおりです。

### (1) 国の動向

- 歯科口腔保健の推進に関する法律施行（平成23年8月）  
歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するための法律。施策に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務等が定められました。
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項大臣告示（平成24年7月）  
歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づいた基本的事項。歯科口腔保健の推進のための具体的な目標・計画が定められました。

- 歯の衛生週間から歯と口の健康週間に名称変更（平成 25 年 3 月）  
歯科口腔保健の推進に関する法律の施行に伴い、歯のみではなく口腔とその周囲等の健康を増進していくことを目的とするため、名称が変更されました。
- 口腔保健推進事業開始（平成 25 年 5 月）  
都道府県口腔保健支援センターの設置、歯科保健医療サービスの提供が困難な障がい者等施設入所者への対応やそれを担う人材の育成等に必要な財政支援が設けられました。
- 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健康診査開始（平成 26 年 4 月）  
75 歳以上の口腔機能低下や肺炎等の疾病予防を推進するため、後期高齢者医療制度事業費補助金の健康診査事業に歯科健康診査が追加されました。
- 8020 運動・口腔保健推進事業開始（平成 27 年 4 月）  
8020 運動推進特別事業及び口腔保健推進事業は、地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点において関連があることから、両事業は統合されました。
- 歯周病検診マニュアル 2015 への改定（平成 27 年 6 月）  
平成 12 年度に歯周疾患検診マニュアルを改定してから 10 年以上が経過したことから、最新の科学的知見と検診をとりまく環境の変化を踏まえて、歯周病検診マニュアル 2015 に改定されました。
- 第 3 次食育推進基本計画決定（平成 28 年 3 月）  
歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、摂食嚥下等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯にわたる歯と口の健康づくりを通じた食育の推進について明記されました。

## (2) 県の動向

- 岩手県口腔の健康づくり推進条例制定（平成 25 年 3 月）  
口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための条例。県、市町村及び関係者の責務、施策の基本となる事項等が定められました。
- 健康いわて 21 プラン（第 2 次）策定（平成 26 年 3 月）  
健康増進法に規定に基づいた都道府県健康増進計画。健康づくりにおける基本方針、具体的な取組、目標等について定められました。
- イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）策定（平成 26 年 7 月）  
県条例の規定に基づいた実施計画。口腔の健康づくりの推進に関する基本方針、目標、取組の方向性等が定められました。
- 岩手県口腔保健推進支援センター設置（平成 26 年 7 月）  
県条例及びイー歯トープ 8020 プランを推進するため、保健福祉部健康国保課内に岩手県口腔保健支援センターが設置されました。
- 岩手県いい歯の日のつどい開催（平成 26 年 11 月）  
県条例に定めた「いい歯の日」のイベントとして、「岩手県いい歯の日のつどい」が開催されました。（以後、毎年開催）
- 第 3 次岩手県食育推進計画策定（平成 28 年 3 月）  
子どもから高齢者までの生涯にわたり、健全な食習慣の形成に向けた取組として口腔の健康づくりの推進が明記されました。

## 第2章 中間評価の目的と方法

### 1 中間評価の目的

「イー歯トープ8020プラン」は、平成29年度を目途に中間評価、平成34(2022)年度に最終評価を行い、同プランを推進するための目標項目と取組を評価して、その後の口腔の健康づくり施策に反映することとしています。

このため、同プランの中間評価については、目標項目の進捗状況や取組状況の評価するほか、目標項目を改善するための課題を明らかにし、プラン後期の施策に反映することを目的としています。

### 2 中間評価の方法

#### (1) 目標項目の評価

「イー歯トープ8020プラン」の策定時に設定された18の目標項目について、基準値（策定時の現状値）から目標値に向けた中間実績値（直近値）の進捗状況を下記のとおり到達度として算出し、その値を中間評価の基準に当てはめて4段階（A～D）で評価しました。なお、中間評価の判定基準は、最終評価の判定基準を踏まえて下記のとおり設定しました。

到達度の算定方法	
① 基準値よりも実績値を上げる目標項目の場合	計算式 $(\text{中間実績値} - \text{基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100\%$
② 基準値よりも実績値を下げる目標項目の場合	計算式 $(\text{基準値} - \text{中間実績値}) / (\text{基準値} - \text{目標値}) \times 100\%$

評価の判定基準			
評価区分	到達度（中間評価）		到達度（最終評価）
A	50%以上	順調に改善	100%以上 目標達成
B	25%以上 50%未満	改善	50%以上 100%未満 目標未達成 (改善)
C	0%超え 25%未満	やや改善	0%超え 50%未満 目標未達成 (やや改善)
D	0%以下	変化なし・悪化	0%以下 目標未達成 (変化なし・悪化)

#### (2) 取組状況の評価

口腔の健康づくりについて県の取組を整理するとともに、市町村及び関係機関・団体を対象に取組状況の調査を実施し、とりまとめて評価しました。また、その他の調査報告も取組状況の評価に活用しました。

## 第3章 中間評価の結果

### 1 目標項目の個別評価

#### (1) ライフステージに応じた口腔の健康づくり

##### 【乳幼児期①】

※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

##### 目標項目「3歳児でむし歯がある者の割合の減少」

指標「3歳児むし歯有病者率(%)」

※58頁「参考図表1」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成24年度3歳児歯科健康診査結果集計)	(平成27年度3歳児歯科健康診査結果集計)
14%	26.5%	22.4%

到達度	32.8%	評価	B
-----	-------	----	---

##### 【評価に係るコメント】

中間実績値(22.4%)は基準値(26.5%)から減少し、目標値(14%)に対して3割以上改善しています。

##### 【今後の課題】

全国のむし歯有病者率は、平成24年度の19.1%から平成27年度の17.0%に低下しています。その結果、本県のむし歯有病者率は、全国値との差が平成24年度の7.4ポイントから平成27年度の5.4ポイントまで縮小しています。一方、都道府県の中では全国ワースト14であり、乳幼児期のむし歯の予防をさらに推進することが必要です。

##### 【乳幼児期②】

※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

##### 目標項目「3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少」

指標「3歳児むし歯有病者率が30%以上の市町村数」

※58頁「参考図表2」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成21、23、24年度3歳児歯科健康診査結果集計3年分集計)	(平成25、26、27年度3歳児歯科健康診査結果集計3年分集計)
3市町村	21市町村	9市町村

到達度	66.7%	評価	A
-----	-------	----	---

##### 【評価に係るコメント】

中間実績値(9市町村)は基準値(21市町村)から減少し、目標値(3市町村)に対して6割以上改善しています。

##### 【今後の課題】

むし歯有病者率が30%以上の9市町村のうち、5市町村は30%台前半ですが、30%台後半の3市町と40%以上の1市については目標としている30%から数値が離れているため、乳幼児期のむし歯の予防をさらに推進することが必要です。

### 【乳幼児期③】

#### 目標項目「3歳児で不正咬合がある者の割合の減少」

指標「3歳児不正咬合有所見者率(%)」

※58頁「参考図表3」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成24年度3歳児歯科健康診査結果集計)	(平成27年度3歳児歯科健康診査結果集計)
7.6%	9.4%	11.6%

到達度	-122.2%	評価	D
-----	---------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(11.6%)は基準値(9.4%)から増加し、悪化しています。目標値(7.6%)に対して4ポイント乖離した状況です。

#### 【今後の課題】

乳幼児の口腔習癖(吸指癖、舌癖、口唇癖、口呼吸など)による不正咬合を予防するため、乳幼児歯科保健活動(歯科健康診査、歯科保健指導、歯科相談、歯科健康教育など)において、保護者に口腔習癖に関する適切な指導を行うことが必要です。

### 【学齢期①】

※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

#### 目標項目「12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少」

指標「12歳児永久歯むし歯有病者率(%)」

※58頁「参考図表4」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成24年度公立学校定期健康診断結果集計)	(平成28年度公立学校定期健康診断結果集計)
28%	38.7%	33.0%

到達度	53.3%	評価	A
-----	-------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(33.0%)は基準値(38.7%)から減少し、目標値(28%)に対して5割以上改善しています。

#### 【今後の課題】

平成28年度の12歳児のむし歯有病状況について、全国値と比較が可能な「(永久歯+乳歯)むし歯有病者率(%)」と「一人平均永久歯むし歯数(歯)」の指標でみると、全国の35.5%と0.84歯と比較して本県は40.3%と0.97歯と悪い状況のため、学齢期のむし歯の予防をさらに推進することが必要です。

【学齢期②】

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

目標項目「12 歳児の一人平均永久歯むし歯数が 1 歯以上である市町村の減少」

指標「12 歳児一人平均永久歯むし歯数が 1 歯以上の市町村数」

※58、59 頁「参考図表 5」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 21、22、24 年度公立学校定期健康診断結果 3 年分集計)	(平成 26、27、28 年度公立学校定期健康診断結果 3 年分集計)
6 市町村	22 市町村	19 市町村

到達度	18.8%	評価	C
-----	-------	----	---

〔評価に係るコメント〕

中間実績値(19 市町村)は基準値(22 市町村)から減少し、目標値(6 市町村)に対して 2 割弱改善しています。

〔今後の課題〕

一人平均永久歯むし歯数が 1 歯以上の 19 市町村のうち、1 歯台前半(1.0 歯以上 1.5 歯未満)は 9 市町ですが、1 歯台後半(1.5 歯以上 2.0 歯未満)の 7 市町村と 2 歯以上の 3 市町村については目標としている 1 歯から数値が離れているため、学齢期のむし歯の予防をさらに推進することが必要です。

【学齢期③】

目標項目「中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少」

指標「中学生・高校生の歯肉炎有病者(GO 所有者 + G 所有者)率(%)」

※59 頁「参考図表 6」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度公立学校定期健康診断結果集計)	(平成 28 年度公立学校定期健康診断結果集計)
20%	23.0%	21.4%

到達度	53.3%	評価	A
-----	-------	----	---

〔評価に係るコメント〕

中間実績値(21.4%)は基準値(23.0%)から減少し、目標値(20%)に対して 5 割以上改善しています。

〔今後の課題〕

歯肉炎有病者(GO 所有者 + G 所有者)率は毎年少しずつ改善していることから、現在の状況が後退しないように、引き続き子どもの歯肉炎予防の取組を進める必要があります。また、高校卒業後には歯科健康診査(検診)を受ける機会が少なくなることから、かかりつけ歯科医をもつことの重要性を啓発していくことが必要です。

## 【成人期①】

### 目標項目「成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少」

指標「20～50歳代の未処置むし歯有病者率（無歯顎者を除く）（％）」

※59頁「参考図表7」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成24年度県民生活習慣実態調査)	(平成28年度県民生活習慣実態調査)
32%	40.0%	36.6%

到達度	42.5%	評価	B
-----	-------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(36.6%)は基準値(40.0%)から減少し、目標値(32%)に対して4割以上改善しています。

#### 【今後の課題】

むし歯の予防と早期治療によるむし歯の重症化防止を進めることが必要です。特に、成人期ではむし歯があっても歯科治療を受けない者が多いことから、市町村、事業所等での歯科健康診査(検診)やかかりつけ歯科医での定期的な歯科健康診査(検診)を推進するとともに、むし歯の早期治療につなげる取組が重要です。

## 【成人期②】

※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

### 目標項目「20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少」

指標「20・30歳代で歯肉に炎症所見(BOP(+):Bleeding on probing(+))を有する者の割合(調査対象歯がない者等を除く)(%)」 ※59頁「参考図表8」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成24年度県民生活習慣実態調査)	(平成28年度県民生活習慣実態調査)
25%	30.8%	37.5%

到達度	-115.5%	評価	D
-----	---------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(37.5%)は基準値(30.8%)から増加し、基準値よりも悪化しています。目標値(25%)に対して10ポイント以上乖離した状況です。

〈参考〉平成28年度県民生活習慣実態調査では、歯周病の診査方法を変更しています。

#### 【今後の課題】

高校卒業後から40歳未満の年齢では歯科健康診査(検診)を受ける機会が少なく、また、かかりつけ歯科医をもっている者が5割未満(他の年齢層は8割程度)と低いことから、歯周病の予防とかかりつけ歯科医をもつことの重要性を啓発していくことが必要です。

【成人期③】

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

目標項目「40・50 歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少」

指標「40・50 歳代の重度歯周炎有病者率（調査対象歯がない者等を除く）（％）」

※59 頁「参考図表 9」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
44%	55.4%	42.5%

到達度	113.2%	評価	A
-----	--------	----	---

〔評価に係るコメント〕

中間実績値(42.5%)は基準値(55.4%)から大きく減少し、目標値(44%)を上回るほど改善しています。

〔今後の課題〕

国の調査では平成 23 年から平成 28 年にかけて、すべての年齢層で進行した歯周炎のある者の割合が増加していることから、本県においては現在の状況が後退しないように、引き続き歯周病の予防と早期発見・早期治療の取組を進めることが必要です。

【成人期④】

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

目標項目「30・40 歳代で喪失歯がある者の割合の減少」

指標「30・40 歳代の喪失歯所有者率(%)」

※59 頁「参考図表 10」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
25%	44.9%	36.2%

到達度	43.7%	評価	B
-----	-------	----	---

〔評価に係るコメント〕

中間実績値(36.2%)は基準値(44.9%)から減少し、目標値(25%)に対して 4 割以上改善しています。

〔今後の課題〕

高校卒業後から 40 歳未満の年齢では歯科健康診査(検診)を受ける機会が少なく、また、かかりつけ歯科医をもっている者が 5 割未満(他の年齢層は 8 割程度)と低いことから、むし歯及び歯周病の予防並びにかかりつけ歯科医での早期発見・早期治療を推進し、歯の喪失を防止することが必要です。

## 【高齢期①】

### 目標項目「60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少」

指標「60歳代の未処置むし歯有病者率（無歯顎者を除く）（％）」

※60頁「参考図表11」参照

目標値	基準値	中間実績値
	（平成24年度県民生活習慣実態調査）	（平成28年度県民生活習慣実態調査）
33%	41.1%	54.3%

到達度	-163.0%	評価	D
-----	---------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(54.3%)は基準値(41.1%)から増加し、悪化しています。目標値(33%)に対して20ポイント以上乖離した状況です。

#### 【今後の課題】

歯の根面を含めたむし歯の予防と早期治療による重症化防止を進めることが必要です。特に、市町村等での歯科健康診査(検診)やかかりつけ歯科医での定期的な歯科健康診査(検診)を推進するとともに、むし歯の早期治療につなげる取組が重要です。

## 【高齢期②】

※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

### 目標項目「60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少」

指標「60歳代の重度歯周炎有病者率（調査対象歯がない者等を除く）（％）」

※60頁「参考図表12」参照

目標値	基準値	中間実績値
	（平成24年度県民生活習慣実態調査）	（平成28年度県民生活習慣実態調査）
53%	64.2%	72.5%

到達度	-74.1%	評価	D
-----	--------	----	---

#### 【評価に係るコメント】

中間実績値(72.5%)は基準値(64.2%)から増加し、悪化しています。目標値(53%)に対しては約20ポイント乖離した状況です。

#### 【今後の課題】

歯周病の予防と早期発見・早期治療による取組を進めることが必要です。特に、市町村等での歯科健康診査(検診)やかかりつけ歯科医での定期的な歯科健康診査(検診)を推進するとともに、かかりつけ歯科医での歯周病の早期治療と継続的管理につなげる取組が重要です。

**【高齢期③】**

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

**目標項目「60 歳で 24 歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」**

指標「6024 達成者率(60 歳(55~64 歳)で 24 歯以上現在歯数を有する者の割合)(%)」

※60 頁「参考図表 13」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
60%	46.3%	65.6%

到達度	140.9%	評価	A
-----	--------	----	---

**【評価に係るコメント】**

中間実績値(65.6%)は基準値(46.3%)から大きく増加し、目標値(60%)を上回るほど改善しています。

**【今後の課題】**

国では 6024 達成者率 70%を目標値に掲げて取組を進めていることから、本県においても 6024 達成者率のさらなる改善のため、歯の喪失防止に係る取組を推進することが必要です。

**【高齢期④】**

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

**目標項目「80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」**

指標「8020 達成者率(80 歳(75~84 歳)で 20 歯以上現在歯数を有する者の割合)(%)」

※60 頁「参考図表 14」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
40%	21.3%	48.3%

到達度	144.4%	評価	A
-----	--------	----	---

**【評価に係るコメント】**

中間実績値(48.3%)は基準値(21.3%)から大幅に増加し、目標値(40%)を上回るほど改善しています。

**【今後の課題】**

国では 8020 達成者率 50%を目標値に掲げて取組を進めていることから、本県においても 8020 達成者率のさらなる改善のため、歯の喪失防止に係る取組を推進することが必要です。

【高齢期⑤】

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

目標項目「60 歳代における咀嚼良好者の割合の増加」

指標「60 歳代で食べ物を何でも噛んで食べられる者の割合(%)」

※60 頁「参考図表 15」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
80%	71.6%	72.4%

到達度	9.5%	評価	C
-----	------	----	---

【評価に係るコメント】

中間実績値(72.4%)は基準値(71.6%)から僅かしか増加しておらず、目標値(80%)に対して約 1 割の改善となっています。

【今後の課題】

残っている歯が咀嚼機能を十分に発揮できるように、むし歯や歯周炎等の予防と早期発見・早期治療による重症化防止の取組を進めることが必要です。また、咀嚼については幼児期から「ゆっくりよく噛む」ことを促すなど、行動面からも咀嚼機能の維持・向上につながる取組を進めることが重要です。

【成人期・高齢期】

※健康いわて 21 プラン(第 2 次)との共通目標項目

目標項目「成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加」

指標「20 歳以上で過去 1 年間に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合(%)」

※60 頁「参考図表 16」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(平成 24 年度県民生活習慣実態調査)	(平成 28 年度県民生活習慣実態調査)
50%	25.8%	41.3%

到達度	64.0%	評価	A
-----	-------	----	---

【評価に係るコメント】

中間実績値(41.3%)は基準値(25.8%)から増加し、目標値(50%)に対して 6 割以上改善しています。

〈参考〉 基準値(25.8%)を平成 24 年の性別・年齢階級別人口構成に補正した値は 25.4%、また中間実績値(41.3%)を平成 28 年の性別・年齢階級別人口構成に補正した値は 38.8% (平成 24 年の性別・年齢階級別人口構成に補正した値は 38.4%)と約 13 ポイント増加しており、大きく改善しています。

【今後の課題】

40 歳以上の歯科健康診査(検診)の受診率は 40~50%ですが、20、30 歳代の受診率は 20%程度と低くなっていることから、この年齢層の歯科健康診査(検診)を促していくことが必要です。

## (2) 障がい児・者及び要介護者における口腔の健康づくり

### 【障がい児・者】

#### 目標項目「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加」

指標「障害者支援施設及び障害児入所施設において入所者が定期的に年1回以上歯科健康診査(検診)を受ける機会をもっている施設の割合(%)」

※61頁「参考図表17」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(岩手県健康国保課「平成25年障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」)	(岩手県健康国保課「平成29年障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」)
90%	62.8%	72.2%

到達度	34.6%	評価	B
-----	-------	----	---

#### 〔評価に係るコメント〕

中間実績値(72.2%)は基準値(62.8%)から増加し、目標値(90%)に対して3割以上改善しています。

#### 〔今後の課題〕

多くの障害者支援施設及び障害児入所施設において歯科健康診査(検診)や歯科保健指導等の活動が実施されるように各施設での取組を促していくことが必要です。

### 【要介護者】

#### 目標項目「介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加」

指標「介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設において入所者が定期的に年1回以上歯科健康診査(検診)を受ける機会をもっている施設の割合」

※61頁「参考図表18」参照

目標値	基準値	中間実績値
	(岩手県健康国保課「平成25年高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」)	(岩手県健康国保課「平成29年高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」)
50%	27.0%	37.4%

到達度	45.2%	評価	B
-----	-------	----	---

#### 〔評価に係るコメント〕

中間実績値(37.4%)は基準値(27.0%)から増加し、目標値(50%)に対して4割以上改善しています。

**〔今後の課題〕**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設において、定期的に歯科健康診査(検診)を実施している施設は増加しているものの、半数に満たないことから各施設での取組を促していくことが必要です。

**2 目標項目の総括評価**

**(1) 目標項目に対応した指標の進捗状況と評価**

基準値から目標値に向けた中間実績値の 評価判定基準（評価区分と到達度）			目標項目数
A	50%以上	順調に改善	7 (38.9%)
B	25%以上 50%未満	改善	5 (27.8%)
C	0%超え 25%未満	やや改善	2 (11.1%)
D	0%以下	変化なし・悪化	4 (22.2%)
合計			18 (100.0%)

**(内訳) 目標項目別の中間評価結果一覧**

目標項目名	到達度	評価区分
<b>【乳幼児期】</b>		
3歳児でむし歯がある者の割合の減少	32.8%	B
3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少	66.7%	A
3歳児で不正咬合がある者の割合の減少	-122.2%	D
<b>【学齢期】</b>		
12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少	53.3%	A
12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上である市町村の減少	18.8%	C
中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	53.3%	A
<b>【成人期(妊産婦である期間を含む)】</b>		
成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少	42.5%	B
20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	-115.5%	D
40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	113.2%	A
30・40歳代で喪失歯がある者の割合の減少	43.7%	B

目標項目名	到達度	評価区分
<b>【高齢期】</b>		
60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少	-163.0%	D
60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	-74.1%	D
60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	140.9%	A
80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	144.4%	A
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	9.5%	C
<b>【成人期・高齢期】</b>		
成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加	64.0%	A
<b>【障がい児・者】</b>		
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	34.6%	B
<b>【要介護者】</b>		
介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	45.2%	B

- 乳幼児期に関する目標項目の中で「3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上の市町村数」は減少し、「順調に改善」と評価され、「3歳児でむし歯がある者の割合」も減少し、「改善」と評価されています。一方、「3歳児で不正咬合がある者の割合」は増加し、「変化なし・悪化」と評価されています。
- 学齢期に関する目標項目の「12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合」及び「中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合」は減少し、「順調に改善」と評価されています。「12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上の市町村数」も減少していますが、「やや改善」と評価されています。
- 成人期に関する目標項目の中で「40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合」は減少し、「順調に改善」と評価されています。なお、この項目は、目標値を上回るほどの改善を示しています。「成人期で未処置のむし歯がある者の割合」及び「30・40歳代で喪失歯がある者の割合」も減少し、「改善」と評価されています。一方、「20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合」は増加し、「変化なし・悪化」と評価されています。
- 高齢期に関する目標項目の中で「60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合」及び「80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合」は増加し、「順調に改善」と評価されています。なお、これらの項目は、目標値を上回るほどの改善を示しています。「60歳代における咀嚼良好者の割合」は、僅かしか増加しておらず、「やや改善」と評価されています。一方、「60歳代で未処置のむし歯がある者の割合」及び「60歳代で進行した歯周炎がある者の割合」は増加し、「変化なし・悪化」と評価されています。
- 成人期及び高齢期の共通目標項目である「成人期及び高齢期で定期的に歯科

健康診査(検診)を受けている者の割合」は増加し、「順調に改善」と評価されています。

- 障がい児・者の目標項目である「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率」と要介護者の目標項目である「介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率」は増加し、「改善」と評価されています。
- この結果、18の目標項目中、「順調に改善」は7項目(38.9%)、「改善」は5項目(27.8%)、「やや改善」は2項目(11.1%)、「変化なし・悪化」は4項目(22.2%)となっています。

## (2) 目標項目の課題

- 乳幼児期のむし歯の目標項目は改善していますが、目標値を達成するためには乳幼児期のむし歯の予防をさらに推進することが必要です。特に、乳幼児のむし歯が多い地域での取組が重要です。また、不正咬合に関する目標項目は基準値よりも悪化しているため、乳幼児歯科保健活動において、保護者に口腔習癖に関する適切な指導を行うことが必要です。
- 学齢期に関するすべての目標項目は改善していますが、目標値を達成するためには児童・生徒のむし歯と歯肉炎の予防をさらに推進することが必要です。特に児童・生徒のむし歯が多い地域での取組が重要です。
- 成人期に関する目標項目の中で、若年者の歯肉炎に関する目標項目が基準値よりも悪化しているため、若年者に対して歯周病の予防とかかりつけ歯科医をもつことの重要性を啓発していくことが必要です。また、改善している目標項目についても、目標値を達成するためには、むし歯及び歯周病の予防並びに早期発見・早期治療による重症化の防止を推進していくことが必要です。
- 高齢期に関する目標項目の中で、現在歯の保有状況に関する目標項目は改善していますが、未処置のむし歯や進行した歯周病に関する目標項目は基準値よりも悪化しているため、むし歯及び歯周病の予防並びに早期発見・早期治療による重症化の防止を推進していくことが必要です。また、咀嚼状態に関する目標項目の改善度が低いことから、歯と歯周組織を健康な状態で維持して十分に咀嚼機能を発揮できるよう、むし歯と歯周病の対策を推進することが必要です。
- 成人期・高齢期の共通目標項目である歯科健康診査(検診)受診率は改善していますが、特に20・30歳代の受診率が低いため、この年齢層の歯科健康診査(検診)を促していくことが必要です。
- 障がい児・者及び要介護者の入所施設における歯科健康診査(検診)の実施率は改善していますが、多くの施設において実施されるように取組を促していくことが必要です。

## 3 取組状況の評価

### (1) 計画に関連した取組

#### (全体的な取組)

- 県では、平成25年3月に制定された「岩手県口腔の健康づくり推進条例」に基づき、「イー歯トープ8020プラン」を策定し、口腔の健康づくりを推

進しています。また、条例とプランを推進するため、平成 26 年 7 月に岩手県口腔保健支援センターを設置しています。

- 県では、岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会の下に健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会を設置し、「イー歯トープ 8 0 2 0 プラン」に掲げた目標及び取組の進捗状況並びに岩手県口腔保健支援センターの実施事業について評価を行っています。
- 県では、岩手県歯科疾患実態調査（県民生活習慣実態調査の一部として実施）、市町村歯科保健事業実態調査、高齢者入所施設・障がい者入所施設歯科保健アンケート調査等を実施し、県内の歯科保健の状況を把握するとともに、「イー歯トープ 8 0 2 0 プラン」の進捗状況の評価に活用しています。
- 県内の 3 市村（宮古市、久慈市、野田村）では、歯科口腔保健条例の制定及び歯科口腔保健計画の策定により口腔の健康づくりを推進しています。その他の市町村についても、健康増進計画の口腔保健領域に基づいた取組を進めています。

#### **（ライフステージに応じた口腔の健康づくり）**

- 市町村では、地域の歯科医師や歯科衛生士と協力して、乳幼児、妊産婦、成人及び高齢者を対象とした歯科健康診査（検診）、歯科保健指導、歯科健康教育等を実施しています。
- 県では、岩手県歯科医師会と協力して、乳幼児の口腔習癖による不正咬合を予防する取組を進めています。
- 学校では、学校歯科医と協力して、児童・生徒に対する歯・口の健康診断のほか、歯科保健指導と歯科健康相談も実施しています。また、県（保健所）では、地区歯科医師会等と協力して、口腔衛生向上や歯肉炎予防を目的とした歯科保健事業にて学校の取組を支援しています。
- 市町村や学校では、フッ化物局所応用（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤による歯磨き）及び小窩裂溝填塞法（フィッシャー・シーラント）によるむし歯予防の取組を進めています。また、県（保健所）では、地区歯科医師会等と協力して、フッ化物洗口を導入する保育所、学校等に対して専門的・技術的支援を実施しています。
- 事業所や保険者では、成人や高齢者の歯科健康診査（検診）の実施を進めています。また、岩手県歯科医師会ではこれらの歯科健康診査（検診）の推進と被保険者の歯科健康診査（検診）に協力しています。県（保健所）でも、地区歯科医師会等と協力して、事業所での歯科衛生教育を実施しています。
- 市町村では、地域の歯科医師や歯科衛生士と協力して、高齢者の口腔機能の維持・向上に係る取組を推進しています。
- 県（保健所）、市町村、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等では、かかりつけ歯科医による定期検診、歯石除去、歯面清掃等の口腔管理の普及を推進しています。
- 岩手県歯科医師会では、スポーツ競技者に対してマウスガードの製作、口腔外傷に対する治療等を行い、歯科の立場から、運動・スポーツを通じた健康づくりを支援しています。

### **(障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり)**

- 障がい児・者施設や高齢者施設では、協力歯科医療機関等と連携して、利用者の歯科健康診査(検診)、歯科保健指導、口腔ケア等の歯科保健活動を進めています。また、協力歯科医療機関による訪問歯科診療、協力歯科医での通院診療も行われています。
- 県では、岩手県歯科医師会と協力して、障がい児・者施設及び高齢者施設の利用者に対する歯科健康診査や口腔ケア、同施設職員への実技指導等を実施し、これらの施設における歯科保健活動を進めています。
- 県では、岩手県歯科医師会と協力し、障がい児・者の歯科治療が困難な地域において、歯科医師の診療技術研修や障がい者歯科医療に関する普及啓発等を進めています。また、地域においても、障がい児・者の歯科保健医療を推進するための研修が開催されています。
- 県では、岩手県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療の普及啓発、対応可能な歯科医療機関の紹介等に取り組んでいます。また、歯科医療機関における在宅歯科医療機器の整備を進めています。

### **(大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり)**

- 県では、地域防災計画の改定において、大規模災害時における歯科的役割(歯科的身元確認、歯科医療救護及び口腔ケア)を位置付けています。また、医療計画の改定において、災害時歯科保健医療活動の実施を災害時において必要とされる医療機能の一つに位置付けています。
- 市町村では、地域防災計画の改定に合わせて、大規模災害時における歯科的役割の位置付けを進めています。
- 県では、岩手県歯科医師会と協力して、総合防災訓練において歯科的身元確認、歯科医療救護及び口腔ケアの訓練を行っています。
- 県歯科医師会では、災害時歯科保健医療に係る行動計画及び身元確認作業マニュアルを策定しています。また、災害時歯科保健医療の必要性、重要性等について普及啓発を行っています。
- 県では、東日本大震災津波により被災した歯科診療所の再建支援と被災地への訪問歯科診療車の整備により、被災地における歯科医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 県では、岩手県歯科医師会と協力し、応急仮設住宅及び災害公営住宅の集会所等において、東日本大震災津波による被災者の歯科健康診査、歯科相談、口腔ケア等を実施しています。また、市町村においても被災者に対する歯科相談、歯科保健指導等を実施しています。

### **(口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成)**

- 県(保健所)、市町村、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等では、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、歯科保健大会、健康イベント、コンクール・表彰等の実施及び普及啓発により8020運動を推進しています。
- 県(保健所)、市町村、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等では、口腔保健と全身疾患の関連性(歯周病と糖尿病の関係、口腔ケアと誤嚥性肺炎の関係など)、口腔保健を通じた食育の推進等について普及啓発を進めています。

- 県では、岩手県歯科医師会と協力して、歯科衛生士の確保に向けて、修学支援や潜在歯科衛生士の復職支援の取組を進めています。
- 県（保健所）、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等では、歯科医師、歯科衛生士等を対象とした歯科保健医療に係る研修を実施しています。また、県（保健所）では、市町村、保育所、学校、障がい児・者施設、高齢者施設等の関係者を対象とした歯科保健に係る研修を実施しています。
- 県では、歯科保健に係る情報や啓発媒体を市町村の歯科保健担当者へ定期的に提供しています。

## (2) 取組状況の評価

### ① 県（保健所）の取組

「イー歯トープ8020プラン」を策定した後（平成26年度以降）の県の歯科保健事業（一部、歯科医療事業を含む。）について、「全体的な取組」、「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」、「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」、「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」及び「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」の5つに分類するとともに、県条例第8条の基本的施策のうち、該当する施策を明記します。

#### (全体的な取組)

区分	事業内容
会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>健康いわて21プラン口腔保健専門委員会</b> 「イー歯トープ8020プラン」の進捗状況の管理（H26～毎年）、同プランの中間評価（H29）及び歯科保健事業の評価（H26～毎年）を実施</li> </ul>
調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市町村歯科保健事業実施状況調査</b> 市町村の歯科保健医療に係る事業の実施状況について、歯科保健担当者あてにアンケート調査を実施（H27～毎年）</li> <li>・ <b>高齢者入所施設・障がい者入所施設歯科保健アンケート調査</b> 高齢者入所施設及び障がい者入所施設における歯科健康診査、歯科保健指導等の歯科保健サービスの提供状況についてアンケート調査を実施（H29）</li> <li>・ <b>岩手県歯科疾患実態調査（口腔診査・アンケート）</b> ※岩手県歯科医師会への委託事業 「イー歯トープ8020プラン」の中間評価並びに歯科保健の施策推進のための基礎資料を得ること目的に、県民の歯・口腔、歯科保健行動等の実態調査を「県民生活習慣実態調査」の一部として実施（H28）</li> </ul>

#### (ライフステージに応じた口腔の健康づくり)

区分	事業内容
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>子どもの咬合育成支援事業</b> ※岩手県歯科医師会への委託事業 指しゃぶり等の口腔習癖を原因とする不正咬合の予防を推進するため、歯科保健関係者向けマニュアル（H28）及び保護者向けリーフレット（H29）を作成</li> <li>・ <b>フッ化物洗口支援事業（口腔の健康づくり推進事業のメニュー事業）</b></li> </ul>

区分	事業内容
	むし歯予防対策としてフッ化物洗口の導入を希望する <u>保育所、幼稚園、小・中学校</u> 等を対象に歯科医師等が専門的・技術的支援を実施（毎年）
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>フッ化物洗口支援事業（口腔の健康づくり推進事業のメニュー事業）【再掲】</b> むし歯予防対策としてフッ化物洗口の導入を希望する保育所、幼稚園、<u>小・中学校</u>等を対象に歯科医師等が専門的・技術的支援を実施（毎年）</li> <li>・ <b>思春期歯肉炎予防事業（口腔の健康づくり推進事業のメニュー事業）</b> 学校において、歯科医師及び歯科衛生士がむし歯、歯肉炎、口腔外傷等をテーマとした健康教育、保健指導等を実施（毎年）</li> </ul>
成人期（妊産婦である期間を含む）及び高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>成人の歯周病予防事業（口腔の健康づくり推進事業のメニュー事業）</b> 働き盛り世代の歯周病を予防するため、歯科医師等が企業・事業所等において歯周病等をテーマとした健康教育、保健指導等を実施（H26～毎年）</li> <li>・ <b>健康増進事業費補助</b> 市町村が実施する健康増進事業の円滑な実施を支援するため、事業（歯科保健では歯周病に係る検診[40・50・60・70歳]）、重点健康相談[40～64歳]及び集団健康教育[40～64歳]の実施に係る経費の一部を補助（毎年）</li> </ul>

**（障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり）**

区分	事業内容
障がい児・者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>障がい児・者及び要介護高齢者等に対する歯科保健サービス提供事業</b> ※岩手県歯科医師会への委託事業 <u>障がい児・者施設</u>及び<u>高齢者施設</u>の利用者を対象とした歯科健康診査、歯科保健指導、口腔ケア等の歯科保健サービス並びに施設職員等を対象とした日常的な口腔ケアの指導を実施（H26～毎年）</li> <li>・ <b>障がい者歯科医療対策事業（心身障がい者（児）歯科診療事業）</b> ※岩手医科大学への委託事業 障がい児・者の歯科治療について、岩手医科大学附属病院歯科医療センターに障がい児・者歯科診療事業を委託（毎年）</li> <li>・ <b>障がい者歯科医療対策事業（障がい者（児）歯科に係る研修事業）</b> ※岩手県歯科医師会への委託事業 地域で障がい児・者に対する歯科治療が円滑に実施できるように、歯科医師を対象に障がい児・者歯科診療技術習得等の研修会の開催並びに障がい児・者の歯科診療について普及啓発等を実施（H26～毎年）</li> </ul>
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>障がい児・者及び要介護高齢者等に対する歯科保健サービス提供事業【再掲】</b> ※岩手県歯科医師会への委託事業 <u>障がい児・者施設</u>及び<u>高齢者施設</u>の利用者を対象とした歯科健康診査、歯科保健指導、口腔ケア等の歯科保健サービス並びに施設職員等を対象とした日常的な口腔ケアの指導を実施（H26～毎年）</li> </ul>

区分	事業内容
要介護者 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>在宅歯科医療連携事業</b>            ※岩手県歯科医師会への委託事業            岩手県歯科医師会館内に「在宅歯科医療連携室」を設置し、運営を委託。在宅歯科医療や口腔ケア指導を実施している歯科診療所の紹介、在宅歯科医療機器の貸出等の業務を実施(毎年)</li> <li>・ <b>在宅歯科診療設備整備費補助</b>            ※歯科医療機関への補助事業            指定の講習会を修了した歯科医師が勤務する歯科医療機関に対して、必要な歯科医療機器等の初度設備整備に要する経費を補助(毎年)</li> </ul>

**(大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり)**

区分	事業内容
発生時における歯科保健医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>県総合防災訓練への歯科の参加</b>            ※岩手県歯科医師会も参加して実施            県総合防災訓練において歯科医療救護(H26、H27、H29～)及び口腔ケア活動(H27、H29～)の訓練を実施            ※県警察本部にて歯科的身元確認の訓練を実施</li> </ul>
東日本大震災津波の被災地域における歯科保健医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被災地口腔ケア推進事業</b>            ※岩手県歯科医師会への委託事業            応急仮設住宅集会所(H23～毎年)、災害公営住宅集会所(H29～)及び高齢者施設(H23～H27)を定期的に巡回し、歯科健康診査・相談、口腔ケア等の歯科保健活動を実施</li> </ul>

**(口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成)**

区分	事業内容
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>イー歯トープ8020出前健口講座(健康講話)</b>            市町村の住民、学校の児童・生徒、事業所の従事者等を対象に、歯と口の健康づくりの講話を実施(H26～毎年)</li> <li>・ <b>岩手県よい歯のコンクール</b>            親と子、孫と祖父母及び8020達成者を対象に、よい歯のコンクールを実施(毎年)</li> <li>・ <b>歯と口の健康週間</b>            県広報及びポスター掲示による啓発(毎年)並びに「8020健康フェスタ」(岩手県歯科医師会・盛岡市歯科医師会主催)への体験コーナーの出展(H26～毎年)</li> <li>・ <b>いい歯の日</b>            県広報による啓発(H25～毎年)並びに「いい歯の日のつどい」の開催(H26～毎年、主催:県、岩手県歯科医師会)</li> <li>・ <b>岩手県歯科保健大会</b>            県民、衛生行政関係者、保健・医療・福祉関係者、教育関係者等を対象とした講演会及びコンクール表彰式(毎年、主催:県、県教育委員会、岩手県歯科医師会)</li> </ul>

区分	事業内容
普及啓発 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市町村の健康イベントへの参加</b> 市町村が実施する健康イベントへの歯科体験コーナーの出展 (H27～毎年)</li> <li>・ <b>イー歯トープ8020ニュースレター</b> 岩手県口腔保健支援センターから歯科保健医療関係機関(者)向けに、同センターの活動報告、歯科保健に関する資料の紹介等を掲載したニュースレターの定期配信 (H26～毎年)</li> <li>・ <b>イー歯トープ8020健口情報シリーズ</b> 県民向けに歯と口の健康づくりの資料を作成し、「出前健口講座」や「いい歯の日のつどい」での配布並びに市町村への提供 (H27～毎年)</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>歯科衛生士実態調査費補助</b> ※岩手県歯科医師会への補助事業 歯科衛生士の養成確保を推進するため、歯科衛生士の実態調査を行うとともに、潜在有資格者の復職研修をモデル的に実施する経費を補助 (H26)</li> <li>・ <b>潜在歯科衛生士復職支援費補助</b> ※岩手県歯科医師会への補助事業 岩手県歯科医師会が、潜在歯科衛生士の復職支援のための研修等を行う経費を補助 (H27～毎年)</li> <li>・ <b>歯科衛生士奨学金償還支援事業費補助</b> ※岩手県歯科医師会への補助事業 岩手県歯科医師会が、修学資金の貸与を受けた歯科衛生士奨学生を対象に行う奨学金償還支援に要する経費を補助 (H29～)</li> <li>・ <b>イー歯トープ8020出前健口講座(講演・研修)</b> 市町村や保健所の歯科保健協議会、学校保健会、養護教諭部会、保健関係団体等の研修会にて、歯と口の健康づくりの講演を実施 (H26～毎年)</li> <li>・ <b>歯科情報提供メールの配信</b> 保健所及び市町村歯科保健担当者の歯科保健に関する知識を高めるため、歯科関係のニュースや歯科関係機関の情報を定期的に配信 (H27～毎年)</li> <li>・ <b>歯科保健従事者研修会事業(行政歯科保健担当者研修)</b> 市町村及び保健所の歯科保健担当者の資質向上を目的として、市町村、保健所等の歯科保健担当者を対象に、研修会を開催 (H26～毎年)</li> <li>・ <b>歯科保健従事者研修会事業(歯科保健医療従事者研修)</b> 歯科保健医療の業務に従事している地域の歯科医師、歯科衛生士、保健医療関係者、学校関係者及び介護福祉関係者に対して、口腔の健康づくりに関する資質向上を目的とした研修会を開催 (H26～毎年)</li> <li>・ <b>地域保健医療推進歯科衛生士研修事業</b> ※岩手県歯科衛生士会への委託事業</li> </ul>

区分	事業内容
<p>人材育成 (続き)</p>	<p>地域保健医療の推進に寄与する県内の歯科衛生士の資質向上を目的として、歯科衛生士を対象に、研修会を開催（毎年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ <b>歯科医療新技術普及費補助</b>            ※岩手県歯科医師会への補助事業            CAD（コンピューター支援設計）・CAM（コンピューター支援製造）による3Dプリンターの新技术に対応できる歯科技工士を養成するための研修会の開催に要する経費等を補助（H26～H28）</p> </li> <li> <p>・ <b>歯科保健医療研修事業費補助</b>            ※岩手県歯科医師会への補助事業            在宅歯科医療及び口腔ケア等のプロフェッショナルケアについての専門性を持つ歯科医師等の養成を目的とした研修会の経費を補助（H27～毎年）</p> </li> <li> <p>・ <b>在宅医療人材育成基盤整備事業（歯科医師向け研修分）</b>            ※岩手県歯科医師会への委託事業            在宅医療及び地域包括ケアシステムに係る医科歯科連携・歯科介護連携を推進するため、歯科医師に対する研修を実施（H28～毎年）</p> </li> <li> <p>・ <b>認知症対策等総合支援事業（歯科医師の認知症対応力向上研修事業）</b>            ※岩手県歯科医師会への委託事業            歯科医師が認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応できるようにするとともに、認知症の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行えるようにするための研修を実施（H28～毎年）</p> </li> </ul>

＜岩手県口腔の健康づくり推進条例＞

第8条 県は、県民の口腔の健康づくりを推進するため、基本的な施策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 妊婦及び乳幼児の歯科保健に係る相談、指導等に関すること。
- (2) 幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること。
- (3) 成人の歯周病の予防対策に関すること。
- (4) 高齢者及び介護を必要とする者の口腔の機能を維持し、又は向上させるための対策に関すること。
- (5) 障がいのある者のむし歯及び歯周病の予防対策並びに歯科に係る検診の体制の整備に関すること。
- (6) 県民の口腔の健康づくりの推進に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (7) 災害発生時における口腔の衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制の確立に関すること。
- (8) 東日本大震災津波により被災した地域における口腔保健サービスの提供のための体制の整備に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県民の口腔の健康づくりの推進に必要な施策に関すること。

<p>県条例第8条の基本的施策</p> <p>平成26年度以降の 県の歯科保健事業 (一部、歯科医療事業を含む)</p>	(1) 妊婦・乳幼児の歯科保健	(2) 幼児・児童・生徒の歯科保健	(3) 成人の歯科保健	(4) 高齢者・要介護者の歯科保健	(5) 障がい者の歯科保健	(6) 歯科保健に係る人材確保・資質向上	(7) 災害時の歯科保健	(8) 被災地の歯科保健	(9) その他
<b>(全体的な取組)</b>									
健康いわて21プラン口腔保健専門委員会									○
市町村歯科保健事業実施状況調査									○
高齢者入所施設・障がい者入所施設 歯科保健アンケート調査									○
岩手県歯科疾患実態調査 (口腔診査・アンケート)									○
<b>(ライフステージに応じた口腔の健康づくり)</b>									
子どもの咬合育成支援事業	○								
フッ化物洗口支援事業		○							
思春期歯肉炎予防事業		○							
成人の歯周病予防事業			○						
健康増進事業費補助			○	○					
<b>(障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり)</b>									
障がい児・者及び要介護高齢者等に対する 歯科保健サービス提供事業				○	○	○			
障がい者歯科医療対策事業(心身障がい者(児)歯科診療事業)					○				
障がい者歯科医療対策事業(障がい者(児)歯科に係る研修事業)					○	○			○
在宅歯科医療連携事業			○						
在宅歯科診療設備整備費補助			○						
<b>(大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり)</b>									
県総合防災訓練への歯科の参加						○			
被災地口腔ケア推進事業							○		

<p>県条例第8条の基本的施策</p> <p>平成26年度以降の 県の歯科保健事業 (一部、歯科医療事業を含む)</p>	(1) 妊婦・乳幼児の歯科保健	(2) 幼児・児童・生徒の歯科保健	(3) 成人の歯科保健	(4) 高齢者・要介護者の歯科保健	(5) 障がい者の歯科保健	(6) 歯科保健に係る人材確保・資質向上	(7) 災害時の歯科保健	(8) 被災地の歯科保健	(9) その他
<b>(口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成)</b>									
イー歯トープ8020出前健口講座 (健康講話)	○	○	○	○	○				○
岩手県よい歯のコンクール	○	○		○					○
歯と口の健康週間									○
いい歯の日									○
岩手県歯科保健大会									○
市町村の健康イベントへの参加									○
イー歯トープ8020ニュースレター									○
イー歯トープ8020健口情報シリーズ									○
歯科衛生士実態調査費補助						○			
潜在歯科衛生士復職支援費補助						○			
歯科衛生士奨学金償還支援事業費補助						○			
イー歯トープ8020出前健口講座 (講演・研修)						○			
歯科情報提供メールの配信						○			
歯科保健従事者研修会事業(行政歯科保健担当者研修)						○			
歯科保健従事者研修会事業(地域歯科保健医療従事者研修)						○			
地域保健医療推進歯科衛生士研修事業						○			
歯科医療新技術普及費補助						○			
歯科保健医療研修事業費補助				○	○				
在宅医療人材育成基盤整備事業				○	○				
認知症対策等総合支援事業(歯科医師の認知症対応力向上研修事業)				○	○				

- 「全体的な取組」では、各種調査の実施と委員会の開催により、県内の歯科保健状況の把握と「イー歯トープ8020プラン」の進捗状況の管理を行っています。
- 「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」に係る事業については、対人サービスの実施主体が市町村であることから、県では、健康増進事業費の補助による財政的支援、乳幼児の口腔習癖による不正咬合の予防対策や保育所・学校へのフッ化物洗口導入による専門的・技術的支援等を行っています。また、中学生・高校生及び企業・事業所の従事者に対する歯周病予防対策については、実施していない学校及び地域がみられるため、県（保健所）が関係機関と連携しながら歯科健康教室、歯科保健指導等を実施しています。
- 「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」に係る事業については、専門性が高く、実施している市町村も少ないことから、県では岩手県歯科医師会等の関係機関と連携し、施設利用者を対象とした歯科健康診査、歯科保健指導、口腔ケア等の実施、障がい者歯科医療や在宅歯科医療が可能な歯科医療機関の整備を進めています。
- 「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」については、平時における災害に備えた対応として、県総合防災訓練の際に歯科医療救護及び口腔ケア活動の訓練を行っています。また、東日本大震災津波の被災地における対応として、歯科診療所の再建状況や応急仮設住宅及び災害公営住宅の入居者の歯科保健ニーズを踏まえ、歯科健康診査、歯科相談、口腔ケア等の歯科保健活動を継続しています。
- 「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」については、出前健口講座、イベント、ニュースレター、媒体作成等による普及啓発活動の実施、対象者や地域性、ニーズに合わせた研修会の開催を行っています。また、岩手県歯科医師会が行う歯科衛生士の確保に向けた取組を支援するため、歯科衛生士の実態調査、潜在有資格者の復職支援研修及び歯科衛生士奨学生への奨学金償還支援の経費を補助しています。
- このように、県条例第8条の基本的施策に沿った多くの歯科保健事業を実施しています。特に、「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」については多様な事業を実施しています。一方、「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」のうち、平時における災害に備えた歯科保健医療事業は少ない状況です。

## ② 市町村の取組

市町村の歯科保健の実施体制及び事業（一部、歯科医療事業を含む。）について、市町村歯科保健事業実施状況調査(平成28年度実施状況)等から得られた結果を「全体的な取組」、「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」、「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」、「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」及び「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」の5つに分けて記載しました。

## （全体的な取組）

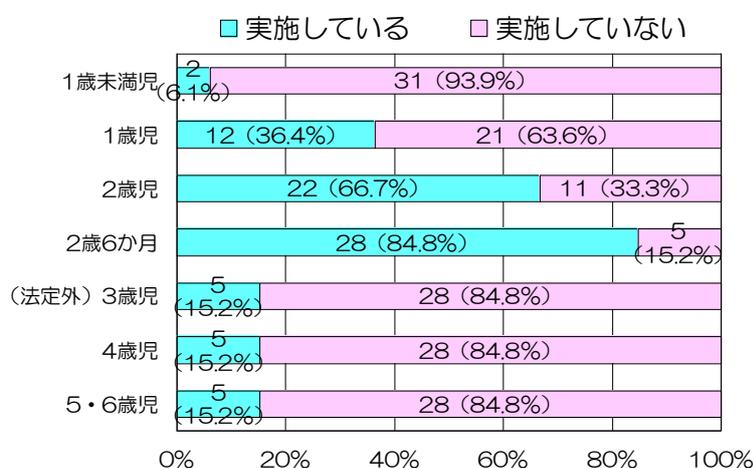
- 市町村歯科口腔保健計画や市町村健康増進計画の歯科保健分野に掲げた取組を推進するため、歯科保健医療関係者との会議、連絡会又は打合会を開催しているのは20市町村（60.6%）となっています。

## （ライフステージに応じた口腔の健康づくり）

### 【乳幼児期】

- 乳幼児歯科健康診査について、法定歯科健康診査（1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査）以外の実施状況をみると、2歳児歯科健康診査を実施しているのは22市町村（66.7%）、2歳6か月児歯科健康診査を実施しているのは28市町村（84.8%）と、むし歯有病児が増え始める2歳から2歳6か月の年齢を対象とした歯科健康診査が多く実施されています。

1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査以外の乳幼児歯科健康診査の実施状況（H28）  
グラフ内の数値：市町村数（割合）



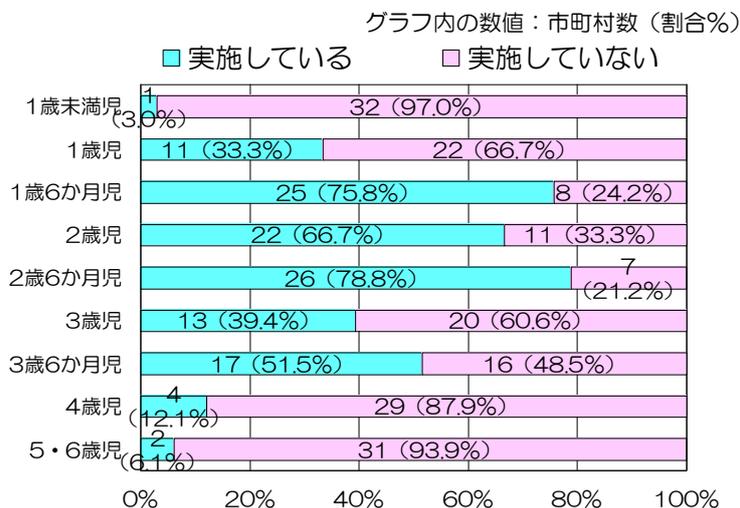
- 法定歯科健康診査である1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査の間に実施されている歯科健康診査の状況をみると、2歳児歯科健康診査のみ実施しているのは5市町村（15.2%）、2歳6か月児歯科健康診査のみ実施しているのは11市町村（33.3%）、2歳児歯科健康診査と2歳6か月児歯科健康診査のどちらも実施しているのは12市町村（36.4%）、2歳児歯科健康診査と2歳6か月児歯科健康診査に加えて法定外の3歳児歯科健康診査（3歳0か月児を対象とした歯科健康診査）も実施しているのは5市町村（15.2%）となっており、半数程度の市町村が複数の歯科健康診査を実施しています。

1歳6か月児歯科健康診査と3歳児歯科健康診査の間に実施されている歯科健康診査の状況（H28）

歯科健康診査の実施状況	市町村数（割合）
2歳児歯科健康診査のみ	5市町村（15.2%）
2歳6か月児歯科健康診査のみ	11市町村（33.3%）
2歳児歯科健康診査＋2歳6か月児歯科健康診査	12市町村（36.4%）
2歳児歯科健康診査＋2歳6か月児歯科健康診査 ＋法定外の3歳児歯科健康診査	5市町村（15.2%）

- 乳幼児を対象としたフッ化物歯面塗布は 30 市町村 (90.9%) で実施されています。その実施状況を対象年齢別にみると、1 歳 6 か月児を対象としているのは 25 市町村 (75.8%)、2 歳児を対象としているのは 22 市町村 (66.7%)、2 歳 6 か月児を対象としているのは 26 市町村 (78.8%) と、むし歯有病児が増え始める 2 歳から 2 歳 6 か月の時期に備えて 1 歳 6 か月児から多くの市町村でフッ化物歯面塗布を実施しています。

フッ化物歯面塗布の実施状況 (H28)



- 1 歳から 3 歳 6 か月までに乳幼児がフッ化物歯面塗布を受けることができる回数をみると、6 回は 3 市町村 (9.1%)、5 回は 10 市町村 (30.3%)、4 回は 5 市町村 (15.2%)、3 回は 6 市町村 (18.2%)、2 回は 2 市町村 (6.1%)、1 回は 4 市町村 (12.1%)、0 回は 3 市町村 (9.1%) と、7 割以上の市町村が 3 回以上の塗布の機会を設けています。

1 歳 0 か月前後から 3 歳 6 か月までに乳幼児がフッ化物歯面塗布を受けることができる回数別の状況 (H28)

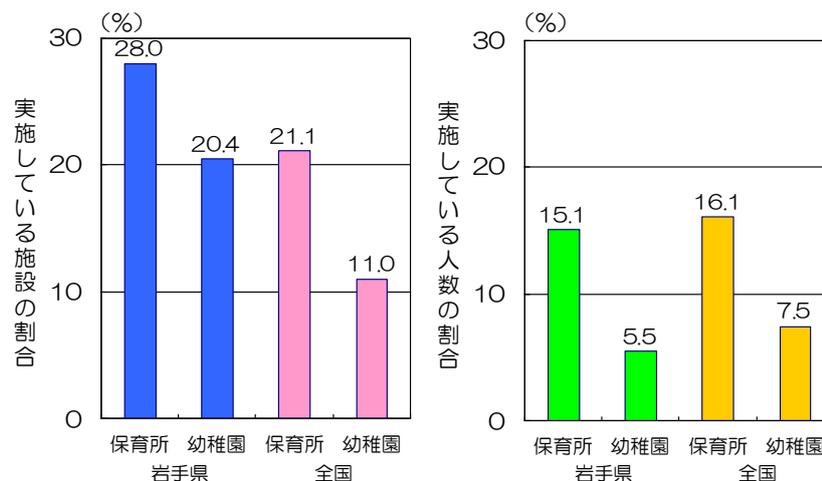
フッ化物歯面塗布を受けることができる回数	市町村数 (割合%)
0回	3市 (9.1%)
1回	4市町 (12.1%)
2回	2市村 (6.1%)
3回	6市町村 (18.2%)
4回	5市町 (15.2%)
5回	10市町村 (30.3%)
6回	3市町村 (9.1%)

- 保育所・幼稚園等で集団フッ化物洗口を実施しているのは 20 市町村 (60.6%)、5・6 歳児を対象とした小窩裂溝填塞法 (フィッシャー・シーラント) を実施しているのは 4 市町村 (12.1%) となっています。集団フッ化物洗口について、3 年前 (平成 25 年度) の実施状況は 20 市町村 (60.6%) と平成 28 年度の状況と変化していませんが、実施している施設数及び園児数は 122 施設、2,231 人から 141 施設、2,631 人と、この 3 年間に 19 施設、400

人の増加となっています。

- 保育所・幼稚園での集団フッ化物洗口の実施状況を、平成 27 年度時点で全国と比較すると、保育所と幼稚園で実施している施設の割合は、それぞれ 28.0%、20.4%と全国の 21.1%、11.0%よりもどちらも高くなっていますが、保育所と幼稚園で実施している人数の割合はそれぞれ 15.1%、5.5%と全国の 16.1%、7.5%よりもどちらも低くなっています。(NPO 法人日本フッ化物むし歯予防協会ほか「日本における施設での集団応用フッ化物洗口実態調査(平成 27 年度末)」)

保育所・幼稚園における集団フッ化物洗口の実施状況  
(H27、全国との比較)



出典：NPO法人日本フッ化物むし歯予防協会ほか共同調査  
「日本における施設での集団応用フッ化物洗口実態調査 平成27年度末現在」

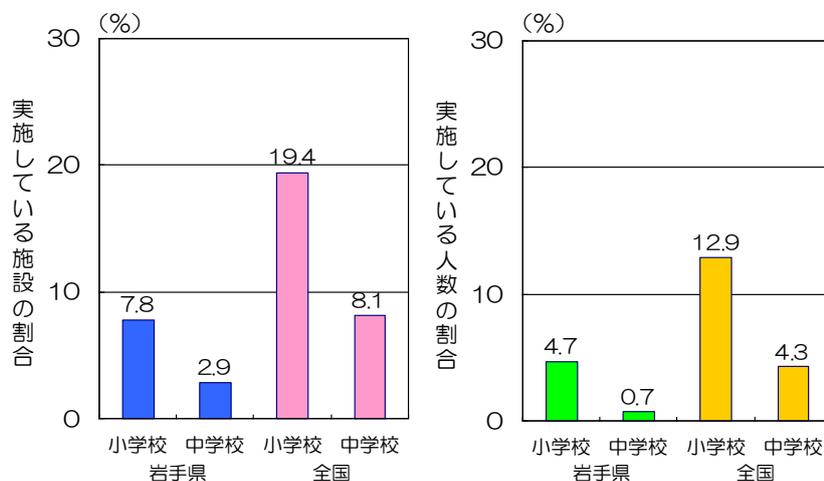
- この他にも、歯科健康教育や歯科保健相談が多く市の町村で実施されています。また、いくつかの市町村において、歯みがきボランティア活動、保育所・幼稚園における歯科健康診査票の様式統一及びデータの集積・還元、保育所・幼稚園の児童に対するアンケート調査等が実施されています。

### 【学齢期】

- 学校では、毎年 1 回（4～6 月）、すべての児童・生徒に歯・口の健康診断が実施されています。その他にも 2 回目（秋頃）の歯・口の健康診断、歯科保健指導、歯科健康相談、フッ化物洗口、コンクール・表彰等が行われていますが、これらの取組の状況については市町村（教育委員会）又は学校単位で大きな違いがみられます。
- 小・中学校で集団フッ化物洗口を実施しているのは 9 市町村（27.3%）となっています。3 年前（平成 25 年度）の 8 市町村（24.2%）から 1 市が実施を止め、2 市町が新規に実施した結果、実施している施設数及び児童・生徒数は 33 施設、3,313 人から 36 施設、3,533 人と、この 3 年間に 3 施設、約 200 人の増加となっています。
- 小・中学校での集団フッ化物洗口の実施状況を、平成 27 年度時点で全国と比較すると、小学校と中学校で実施している施設の割合は、それぞれ 7.9%、2.9%と全国の 19.4%、8.1%よりもどちらも低くなっています。また、小学校と中学校で実施している人数の割合についても、それぞれ 4.7%、0.7%と

全国の 12.9%、4.3% よりもどちらも低くなっています。(NPO 法人日本フッ化物むし歯予防協会ほか「日本における施設での集団応用フッ化物洗口実態調査 (平成 27 年度末)」)

小・中学校における集団フッ化物洗口の実施状況  
(H27、全国との比較)



出典：NPO法人日本フッ化物むし歯予防協会ほか共同調査  
「日本における施設での集団応用フッ化物洗口実態調査 平成27年度末現在」

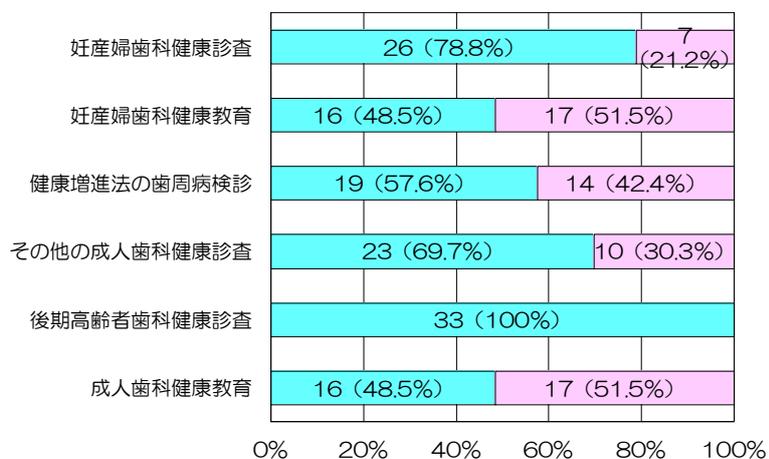
### 【成人期(妊産婦である期間を含む)及び高齢期】

- 妊産婦歯科健康診査については、26 市町村 (78.8%) が実施しており、平成 26 年度の 22 市町村 (66.7%) よりも増加しています。24 市町村 (72.7%) は、妊婦又は妊産婦の受診回数を 1 回としています。2 市町村 (6.1%) では、妊婦 1 回、産婦 1 回の計 2 回の受診機会を設けています。また、妊産婦の歯科健康教育は約半数の 16 市町村 (48.5%) で実施されています。
- 成人及び高齢者の歯科健康診査について、健康増進法の歯周病検診(通称、節目歯周病検診)を実施しているのは 19 市町村 (57.6%)、その他の成人歯科健康診査を実施しているのは 23 市町村 (69.7%) となっています。その他の成人歯科健康診査は、節目歯周病検診の対象者 (40、50、60、70 歳) 以外の者 (主に 20、30、80 歳や 35、45、55、65 歳) を対象としたものや乳幼児歯科健康診査の保護者を対象としたものとなっています。また、平成 27 年度から、後期高齢者歯科健康診査がすべての市町村 (100.0%) で実施されています。
- 健康増進法の歯周病検診の実施状況を全国と比較すると、平成 27 年度に県内で実施している市町村の割合 57.6% (実施市町村数 19/県内市町村数 33) は、全国の割合 61.3% (実施市区町村数 1,064/全国市区町村数 1,737) と比較して約 4 ポイント低くなっています。また、47 都道府県別にみると、中央値に該当する群馬県の割合 65.7% より約 8 ポイントも低くなっています。(厚生労働省「平成 27 年度地域保健・健康保健事業報告」)
- 成人歯科健康教育は、16 市町村 (48.5%) で実施されています。
- 管内の事業所従事者を対象とした歯科健康診査・歯科保健指導や地域住民の口腔がん検診を実施している市町村もあります。

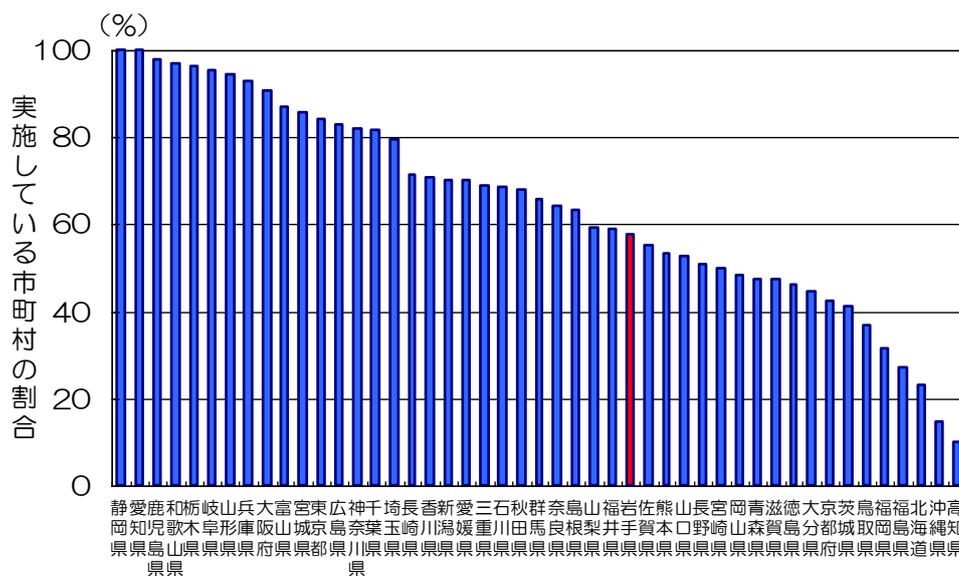
## 成人・高齢者歯科保健事業の実施状況（H28）

グラフ内の数値：市町村数（割合%）

■ 実施している ■ 実施していない



## 健康増進法の歯周病検診の実施状況（H27、都道府県別比較）

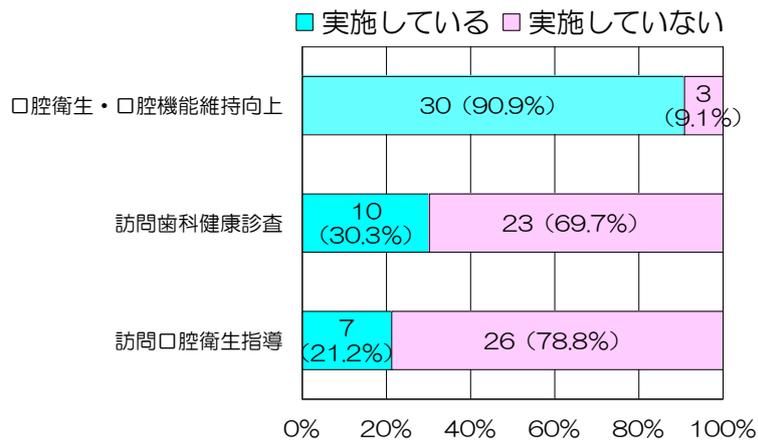


### （障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり）

- 介護予防事業における口腔衛生の改善や口腔機能の維持・向上の取組については、30市町村（90.9%）で実施されています。一方、要介護高齢者に対する訪問歯科健康診査や訪問口腔衛生指導については、それぞれ10市町村（30.3%）、7市町村（21.2%）と低い実施状況になっています。

介護予防事業・要介護者歯科保健事業の実施状況（H28）

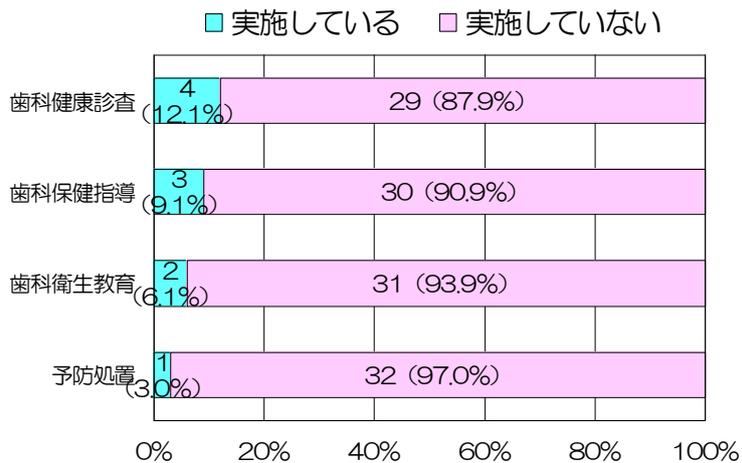
グラフ内の数値：市町村数（割合）



- 障がい者に対する歯科健康診査、歯科保健指導及び歯科衛生教育については、それぞれ4市町（12.1%）、3市町（9.1%）、2市（6.1%）と低い実施状況になっています。

障がい者歯科保健事業の実施状況（H28）

グラフ内の数値：市町村数（割合）



（大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり）

- 地域防災計画に歯科的役割を明記しているのは27市町村（81.8%）となっています。このうち、歯科的身元確認は23市町村（69.7%）、歯科医療救護活動は23市町村（69.7%）、口腔ケア活動は15市町村（45.5%）が計画に位置付けています。一方、地区歯科医師会と災害時歯科医療救護協定を締結しているのは4市町（12.1%）と低い状況になっています。

（口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成）

- 多くの市町村では、歯科保健に関するコンクール・表彰、歯科保健の大会・イベント・表彰式・展示会、広報・リーフレット配布等により普及啓発を行っています。

- 県内 33 市町村に勤務している行政歯科専門職は、歯科医師 1 人（常勤）、歯科衛生士 18 人（常勤 5 人、非常勤 13 人）の計 19 人おり、10 市町（30.3%）に配置されています。このうち、常勤の歯科専門職のみ配置しているのは 3 市町（9.1%）、常勤及び非常勤の歯科専門職を配置しているのは 3 市（9.1%）、非常勤の歯科専門職のみ配置しているのは 4 市町（12.1%）となっています。（厚生労働省医政局歯科保健課「平成 28 年度都道府県・保健所を設置する市・特別区・市・町・村に勤務する歯科医師及び歯科衛生士に係る調査」）

### ③ 関係機関・団体の取組

- 岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等の歯科専門機関は、県の歯科保健事業への協力、独自事業の実施等により県民の口腔の健康づくりを進めています。また、地区歯科医師会や岩手県歯科衛生士会の各支部でも保健所、市町村等の事業への協力、独自事業の実施により地域住民の口腔の健康づくりに努めています。
- 歯科専門機関以外の取組として、岩手県学校保健会養護教諭部会の研修会、岩手県産業保健総合支援センターの口腔健康対策研修会、全国健康保険協会岩手支部での被保険者に対する歯科健康診査、岩手県国民健康保険団体連合会での「第 2 次健康ステップアップ運動」における「歯科保健の推進」、岩手県看護協会での「看護の日健康フェア」における「口の元気度検査」等の取組が歯科専門機関と連携して行われています。（健康国保課「健康いわて 21 プラン（第 2 次）」に係る活動状況調査（平成 28 年度事業実績）」）

## (3) 取組の課題

### (全体的な取組)

- 県では、「岩手県口腔の健康づくり推進条例」及び「イー歯トープ 8 0 2 0 プラン」をさらに推進するため、岩手県口腔保健支援センターにおいて口腔の健康づくりの取組を積極的に展開することが必要です。また、関係部局との緊密な連携を図り、取組を進めることが必要です。
- 県では、市町村における歯科保健の現状をわかりやすく示すとともに、現状や課題を専門的に分析し、市町村の取組を支援することが必要です。
- 市町村では、地区歯科医師会や地域の歯科医師等と管内の歯科保健の現状や課題を共有するとともに、緊密に連携をとって歯科保健事業を推進することが必要です。
- 岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等の歯科専門機関で多くの口腔の健康づくりに関わる事業を展開していますが、その他の多くの関係機関にも取組が広がることが期待されます。

### (ライフステージに応じた口腔の健康づくり)

- 県では、引き続き、市町村が実施している成人の歯周病検診に対して財政的支援（健康増進事業費の補助）を行うとともに、保育所・学校へのフッ化物洗口導入による専門的・技術的支援を進めることが必要です。
- 市町村では、乳幼児と成人・高齢者の歯科保健の現状と課題を分析し、必要な歯科健康診査、歯科保健指導、歯科健康教育等の実施や既存の歯科保健

事業の改善を行うなど、歯科保健サービスの向上に努めることが必要です。特に、乳幼児のむし歯予防については、フッ化物歯面塗布、集団フッ化物洗口等の積極的な導入が必要です。また、学校での集団フッ化物洗口について、教育委員会と連携して取組を進めることが求められます。

#### **(障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり)**

- 現在、急増している高齢者の肺炎の多くは誤嚥性肺炎と考えられており、今後も後期高齢者の増加により肺炎による死亡数の増加が予想されることから、在宅及び施設の要介護者に対して、摂食嚥下機能の評価、口腔ケアによる口腔内環境の改善等の取組を進めることが必要です。
- 県では、障がい児・者及び要介護者の入所施設に加えて、通所施設での歯科健康診査、歯科保健指導等を進めるとともに、障がい児・者及び要介護者の口腔内や口腔機能の実態について把握することが必要です。また、県内における障がい者歯科医療サービス及び在宅歯科医療サービスの確保並びにこれらの歯科医療に関わる人材の資質向上に努めることが必要です。
- 市町村では、母子歯科保健や成人歯科保健と比べて障がい児・者及び要介護者を対象とした歯科保健の取組が少ないことから、積極的な取組が求められます。

#### **(大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり)**

- 県では、東日本大震災津波の被災地における対応を、被災者の歯科保健ニーズを踏まえながら、継続することが必要です。また、岩手県歯科医師会等の関係機関と協力し、災害時における歯科保健医療ニーズへの対応力を高めしておくことが必要です。
- 市町村では、地域防災計画に歯科的役割（歯科的身元確認、歯科医療救護活動及び口腔ケア活動）を位置付けるとともに、地区歯科医師会と歯科医療救護協定を締結するなど、災害時における協力関係を構築しておくことが必要です。

#### **(口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成)**

- 県では、歯と口の健康づくりについて普及啓発を継続的に行うとともに、口腔の健康づくりに関する最新情報を踏まえた啓発を行うことが必要です。また、県内各地で研修会を開催することにより、歯科保健医療関係者の資質向上を図るとともに、県内に勤務する歯科衛生士の確保に努めることが必要です。
- 市町村では、歯と口の健康づくりに関する普及啓発を行うことが必要です。また、歯科衛生士の積極的な活用について求められます。

## 第4章 今後の取組

### 1 目標値の変更

18の目標項目のうち次の3項目は、中間実績値が目標値に達しています。

- ・【成人期③】「40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少」
- ・【高齢期③】「60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」
- ・【高齢期④】「80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」

「60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」及び「80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」については、これらの指標が確実に増加傾向にあり、また今後も国と同様に増加が見込まれることから、さらなる改善を目指して、それぞれ国の現行（策定時）の目標値である70%と50%に変更します。

#### 【高齢期③】 ※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

目標項目「60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」

指標「6024達成者率(60歳(55～64歳)で24歯以上現在歯数を有する者の割合)(%)」

基準値 (H24) (平成24年度県民生活習慣実態調査)	目標値 (H34 (2022))
46.3%	60% ⇒ 70%に変更

#### 【高齢期④】 ※健康いわて21プラン(第2次)との共通目標項目

目標項目「80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」

指標「8020達成者率(80歳(75～84歳)で20歯以上現在歯数を有する者の割合)(%)」

基準値 (H24) (平成24年度県民生活習慣実態調査)	目標値 (H34 (2022))
21.3%	40% ⇒ 50%に変更

一方、「40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少」について、この指標は過去の県の調査で増加傾向にありましたが、平成28年度の調査では減少して大きく改善していること、国の調査結果では今まで減少傾向にあった割合が平成28年度はすべての年齢階級で増加して悪化していることから、今後の改善の見通しを立てにくい状況です。このため、現在の状況を維持して最終年度に現行の目標値を確実に達成することを優先します。

なお、中間実績値が目標値に達していない15項目についても、引き続き現行の目標値を掲げることとし、目標値の達成に向けて取組を推進します。

## 2 今後の取組

イー歯トープ8020プランでは、「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」、「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」、「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」及び「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」の4つの施策の方向性を設定し、具体的な施策を展開しています。

### ライフステージに応じた口腔の健康づくり

<p>&lt;乳幼児期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆乳幼児のむし歯の予防</li><li>◆幼児の不正咬合の予防</li><li>◆乳幼児の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上</li><li>◆乳幼児の歯科健康診査の充実</li></ul>	<p>&lt;学齢期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆児童・生徒のむし歯の予防</li><li>◆児童・生徒の歯肉炎の予防</li><li>◆児童・生徒の口腔外傷の予防</li><li>◆児童・生徒の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上</li></ul>
<p>&lt;成人期(妊産婦である期間を含む)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆成人のむし歯予防と未処置歯(未処置のむし歯)の重症化防止</li><li>◆成人の歯周病(歯肉炎、歯周炎)の予防と重症化防止</li><li>◆成人の歯の喪失防止</li><li>◆成人の口腔がんの予防</li><li>◆成人の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上</li><li>◆成人・妊婦(又は妊産婦)の歯科健康診査の充実</li></ul>	<p>&lt;高齢期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆高齢者のむし歯予防と未処置歯(未処置のむし歯)の重症化防止</li><li>◆高齢者の歯周病の予防と重症化防止</li><li>◆高齢者の歯の喪失防止</li><li>◆高齢者の口腔機能の維持・向上</li><li>◆高齢者の口腔がんの予防</li><li>◆高齢者の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上</li><li>◆高齢者を対象とした成人歯科健康診査の充実</li></ul>

### 障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり

<p>&lt;障がい児・者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆県立特別支援学校における児童・生徒の歯科疾患(むし歯、歯肉炎)の予防</li><li>◆障がい児・者施設における歯科保健サービスの確保</li><li>◆障がい児・者の歯科医療体制の整備</li></ul>
<p>&lt;要介護者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆高齢者福祉施設における歯科保健サービスの確保</li><li>◆要介護者の歯科医療体制の整備</li></ul>

### 大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり

<p>&lt;発生時における歯科保健医療の確保&gt;</p> <p>&lt;東日本大震災津波の被災地域における歯科保健医療の確保&gt;</p>
---

### 口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

<p>&lt;普及啓発&gt;</p> <p>&lt;人材育成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆歯科保健医療従事者の確保</li><li>◆歯科保健医療従事者等の資質向上の推進</li></ul>
---

プランの後期(H30～H34(2022))においても、上記の具体的な施策(取組の方向性)を継続しますが、目標項目と取組の課題を踏まえ、次の点について施策を強化します。

### (全体的な取組)

○ 県では、「岩手県口腔の健康づくり推進条例」及び「イー歯トープ8020プラン」をさらに推進するため、岩手県口腔保健支援センターの取組をさらに展開するとともに、岩手県歯科医師会及び岩手県歯科衛生士会と連携しながら、口腔の

健康づくりの取組を推進します。また、歯科専門機関以外の多くの関係機関の協力も得て、口腔の健康づくりの取組を広めます。

- 県では、市町村における歯科保健の現状及び取組を『見える化』してわかりやすく示すとともに、現状と課題を専門的に分析し、市町村の取組を支援します。
- 市町村では、地区歯科医師会や地域の歯科医師等と連携し、管内の歯科保健の現状や課題を共有するとともに、各種歯科保健事業の実施を促進します。

#### **(ライフステージに応じた口腔の健康づくり)**

- 県では、市町村における乳幼児と成人・高齢者の歯科保健の現状と課題を分析し、必要な歯科保健事業の実施や既存の歯科保健事業の改善を助言するなど、事業の実施と質の向上を支援します。
- 市町村では、乳幼児と成人・高齢者の歯科健康診査、歯科保健指導、歯科健康教育等について、地区歯科医師会や地域の歯科医師と連携し、事業の実施と質の改善により歯科保健サービスの向上を促進します。
- 県では、乳幼児及び児童・生徒のむし歯が多い市町村に対して専門的助言を行うなど、市町村の取組を支援します。また、乳幼児及び児童・生徒のむし歯予防については、フッ化物歯面塗布の継続的な実施及び集団フッ化物洗口の導入等が効果的なため、市町村、保育所・学校等に対して専門的・技術的支援を行い、フッ化物局所応用法の実施を支援します。
- 市町村では、乳幼児及び児童・生徒のむし歯を予防するため、地区歯科医師会、学校歯科医、教育委員会、学校職員、保護者等と連携してフッ化物歯面塗布、集団フッ化物洗口等の導入を促進します。
- 県及び岩手県歯科医師会では、口腔習癖による不正咬合の予防を推進するため、乳幼児指導マニュアルや啓発用リーフレットにて、市町村の乳幼児歯科保健活動での保健指導を支援するとともに、健康講話、イベント等において啓発します。
- 県、市町村、岩手県歯科医師会、全国健康保険協会岩手支部等では、むし歯及び歯周病の予防並びに早期発見・早期治療による重症化の防止を進めるため、成人・高齢者の歯科健康診査(検診)を促進します。また、若い年齢での歯周病を予防するため、中学生・高校生から20・30歳代の者に対して、歯間部清掃用器具の使用、かかりつけ歯科医をもつこと、定期的な歯科健康診査(検診)の受診等の啓発を進めます。
- 歯と歯周組織を健康な状態で保ち良好な咀嚼機能を維持するためには、むし歯と歯周病の重症化を防ぐことが重要なことから、県、市町村、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等は、未治療者や治療中断者に対して、歯科医療機関への受診勧奨とかかりつけ歯科医をもつことの啓発を進めます。

#### **(障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり)**

- 県及び岩手県歯科医師会では、障がい児・者及び要介護者の入所・通所施設における歯科健康診査(検診)、歯科保健指導、口腔ケア等の取組を推進します。
- 市町村では、地域包括ケアシステムを推進する観点から、障がい児・者及び要介護者の歯科保健の取組を促進します。
- 県では、障がい児・者及び要介護者の入所・通所施設における歯科保健サービス提供事業(歯科健康診査など)の結果を集計・分析することで、障がい児・者

及び要介護者の口腔内や口腔機能の実態の把握を進めます。

- 県及び岩手県歯科医師会では、地域で障がい児・者及び要介護者の歯科治療を行う歯科医療機関を確保するため、障がい者歯科医療及び在宅歯科医療に係る研修により歯科医師の資質向上を進めます。

#### **(大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり)**

- 県、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等では、災害時歯科保健医療への対応力を高めるため、災害時歯科保健医療活動に関わる体制の検討、マニュアルの作成、人材の育成等を推進します。
- 県及び岩手県歯科医師会では、災害時に市町村が地区歯科医師会と円滑な連携が図れるよう、災害時歯科保健医療活動に係る情報提供や専門的・技術的助言を行います。
- 県では、岩手県歯科医師会と連携し、東日本大震災津波の被災地において、被災者の歯科保健ニーズを踏まえながら、応急仮設住宅及び公営災害住宅に入居する被災者を対象に歯科健康診査、歯科保健指導、口腔ケアを継続します。

#### **(口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成)**

- 県では、口腔保健と全身疾患の関連性、口腔保健を通じた食育の推進に加えて、子どもの歯ブラシによる事故の防止、オーラルフレイルの予防等の最新情報を踏まえた普及啓発を行います。また、市町村に対しても最新情報を提供し、地域住民への普及啓発を促します。
- 県（保健所）では、各地域において研修会を開催するとともに、関係機関の講演会・研修会に講師として積極的に参加し、関係者の口腔の健康づくりに係る資質向上に努めます。
- 県及び岩手県歯科医師会では、県内に勤務する歯科衛生士の確保を図るため、岩手県歯科衛生士会と連携し、潜在有資格者の復職支援及び歯科衛生士奨学生への奨学金償還支援を進めます。
- 県では、市町村に対して、全国の自治体における歯科衛生士の配置状況について情報提供するなど、歯科衛生士の積極的な活用を促します。

各地域を巡回して「岩手県いい歯の日のつどい」を開催！

「岩手県口腔の健康づくり推進条例」では、11月8日を「いい歯の日」と定め、県が関係機関と連携して8020運動の普及啓発を行うことを定めています。このため、県と岩手県歯科医師会では、平成26年度から二次医療圏を巡回して「岩手県いい歯の日のつどい」を実施しています。

平成26年度に久慈地域で開催したのを皮切りに、平成27年度は盛岡地域（紫波町）、平成28年度は宮古地域（宮古市）、平成29年度は両磐地域（一関市）において開催しています。

毎年、多くの地域住民の方に歯と口の健康づくりについて理解を深めていただけるよう、健口講話、体験コーナー、展示コーナー、クイズ大会、口腔衛生用品展示・指導コーナー等を設けて、各地域の歯科医師会、歯科衛生士会、市町村等と協力しながら、明るく、楽しく、わかりやすいイベントの実施に努めています。

県では、県民の生涯の健康維持・向上を図るため、今後も岩手県歯科医師会等の関係機関と連携しながら、地域での8020運動を盛り上げていきます。



「平成29年度岩手県いい歯の日のつどい in 一関」の様子

目標項目に係る中間実績値及び到達度一覧

区分	目標項目名	基準値 (H24)	中間評価		目標値 (H34) (2022)	出典
			中間実績値 (H28)	到達度		
乳幼児期	3歳児でむし歯がある者の割合の減少	26.5%	22.4% (H27)	32.8%	14%	3歳児歯科健康診査結果集計
	3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少	21市町村 (H21/23/24の3年分集計)	9市町村 (H25/26/27の3年分集計)	66.7%	3市町村	
	3歳児で不正咬合がある者の割合の減少	9.4%	11.6% (H27)	-122.2%	7.6%	
学齢期	12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少	38.7%	33.0%	53.3%	28%	公立学校定期健康診断結果集計
	12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上である市町村の減少	22市町村 (H21/22/24の3年分集計)	19市町村 (H26/27/28の3年分集計)	18.8%	6市町村	
	中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	23.0%	21.4%	53.3%	20%	
成人期 (妊産婦である期間を含む)	成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少	40.0%	36.6%	42.5%	32%	岩手県「県民生活習慣実態調査」
	20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	30.8%	37.5%	-115.5%	25%	
	40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	55.4%	42.5%	113.2%	44%	
	30・40歳代で喪失歯がある者の割合の減少	44.9%	36.2%	43.7%	25%	
高齢期	60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少	41.1%	54.3%	-163.0%	33%	岩手県「県民生活習慣実態調査」
	60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	64.2%	72.5%	-74.1%	53%	
	60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	46.3%	65.6%	140.9%	60%	
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	21.3%	48.3%	144.4%	40%	
	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.6%	72.4%	9.5%	80%	
成人期及び高齢期【共通】	成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加	25.8%	41.3%	64.0%	50%	
障がい児・者	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	62.8% (H25)	72.2% (H29)	34.6%	90%	岩手県健康国保課「障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」
要介護者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	27.0% (H25)	37.4% (H29)	45.2%	50%	岩手県健康国保課「高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」

〈到達度の算定方法〉 基準値よりも実績値を上げる目標項目：(中間実績値－基準値) / (目標値－基準値) ×100%  
 基準値よりも実績値を下げる目標項目：(基準値－中間実績値) / (基準値－目標値) ×100%

## 目標項目一覧

区分	目標項目名	基準値 (H24)	目標値 (H34 (2022) )	出典
乳幼児期	3歳児でむし歯がある者の割合の減少	26.5%	14%	3歳児歯科健康診査結果集計
	3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少	21市町村(H21, 23, 24の3年分集計)	3市町村	
	3歳児で不正咬合がある者の割合の減少	9.4%	7.6%	
学齢期	12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少	38.7%	28%	公立学校定期健康診断結果集計
	12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上である市町村の減少	22市町村(H21, 22, 24の3年分集計)	6市町村	
	中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	23.0%	20%	
成人期 (妊産婦である期間を含む)	成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少	40.0%	32%	岩手県「県民生活習慣実態調査」
	20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	30.8%	25%	
	40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	55.4%	44%	
	30・40歳代で喪失歯がある者の割合の減少	44.9%	25%	
高齢期	60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少	41.1%	33%	
	60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	64.2%	53%	
	60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	46.3%	※ <u>70%</u>	
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	21.3%	※ <u>50%</u>	
	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.6%	80%	
成人期及び高齢期【共通】	成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加	25.8%	50%	
障がい児・者	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	62.8% (H25)	90%	岩手県健康国保課「障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」
要介護者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	27.0% (H25)	50%	岩手県健康国保課「高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」

※ 中間評価を踏まえて変更した目標値

# 【参考資料】

- 1 用語説明
- 2 イー歯トープ8020プランの中間評価の経過
- 3 健康いわて21プラン口腔保健専門委員会設置要領
- 4 健康いわて21プラン口腔保健専門委員会委員名簿
- 5 岩手県口腔の健康づくり推進条例
- 6 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 7 データ資料集（①目標項目に係る指標の推移、②関連指標の推移）



## 1 用語説明

### <アルファベット>

#### ■ BOP

Bleeding on Probing の略。プローブと呼ばれる先端に目盛りがついた歯科用探針で歯周ポケットの深さを診査した際に、歯周ポケットから出血すること。

#### ■ CAD/CAM

Computer Aided Design / Computer Aided Manufacturing の略。コンピュータと各種ソフトによりデジタルデータに基づいて製作物の設計・切削加工を行う方法。歯科の分野では、口腔内に装着される修復物や補綴物の設計及び加工に用いる（歯科用 CAD/CAM）。製作が鋳造によらないため、優れた物理的特性が確保できる。

#### ■ G

Gingivitis の略。歯肉炎に罹患している状態。歯科医師による精密検査や診断・治療が必要である。主に学校歯科保健や保険診療で使う用語。

#### ■ GO

Gingivitis under Observation の略。歯肉炎について要観察の状態。歯肉に軽度の炎症があり、定期的な観察が必要であるが、正しい歯みがきで健康な歯肉に回復する。主に学校歯科保健で使う用語。

### <あ行>

#### ■ いい歯の日

日本歯科医師会が平成 5 年に、11 月 8 日を語呂合わせで設定した日。8020 運動を推進する一環であり、国民への歯科保健啓発の強化を目的としている。

岩手県でも、平成 25 年 3 月に制定された「岩手県口腔の健康づくり推進条例」により 11 月 8 日を「いい歯の日」と定め、8020 運動の普及啓発を推進している。

#### ■ 永久歯

おとなの歯のこと。5～7 歳頃から生え始め、12～14 歳頃までに第三大臼歯（智歯、親知らず）を除き、28 歯が生えそろう。

#### ■ オーラルフレイル

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰えの一つ。健康と機能障害との中間にあり、可逆的であることが大きな特徴である。早めに気づき適切な対応をすることでより健康に近づけることができる。オーラルフレイルの始まりは、滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増える、口の乾燥等ほんの些細な症状であり、見逃しやすく、気が付きにくい特徴があるため注意が必要である。

### <か行>

#### ■ 介護老人福祉施設

特別養護老人ホームのこと。入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入

浴、排泄、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

#### ■ 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。

#### ■ かかりつけ歯科医

歯と口の具合が悪くなったときに歯科治療を受けるだけでなく、定期歯科健康診査や歯科健康相談など、歯と口の健康を日常的にサポートしてくれる歯科医師。

また、日本歯科医師会では、かかりつけ歯科医の定義と役割を次のとおり示している。

##### ◇ かかりつけ歯科医とは

安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師をいう。

##### ◇ かかりつけ歯科医が担う役割は

患者の乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた継続管理や重症化予防のための適切な歯科医療の提供および保健指導を行い、口腔や全身の健康の維持増進に寄与すること。また、地域の中では、住民のために行政や関係する各団体と共に歯科健診などの保健活動等を通じ口腔保健向上の役割を担い、地域の関係機関や他職種と連携し、通院が困難な患者にさまざまな療養の場で切れ目のない在宅歯科医療や介護サービスを提供するとともに、地域包括ケアに参画すること等がかかりつけ歯科医の役割である。

平成 29 年 10 月 13 日開催、厚生労働省、第 7 回歯科医師の資質向上等に関する検討会  
資料 3 「かかりつけ歯科医について 日本歯科医師会の考え方」より抜粋

#### ■ 学校歯科医

学校保健安全法で定められている非常勤歯科医師。大学以外の学校で、歯科疾患に係る健康相談、健康診断、保健指導、予防処置等の職務を行う。

#### ■ 県民生活習慣実態調査

岩手県が県民の身体状況、食生活、生活習慣等の実態を把握するために実施する調査。身体計測や血圧測定、問診等の身体状況調査、1日の食事状況を調べる栄養摂取状況調査、日常の生活習慣を調べる生活習慣状況調査、歯や歯周組織の状況を検査する歯科疾患実態調査口腔診査、日常の歯科保健習慣を調べる歯科疾患実態調査アンケート調査の5つからなる。調査結果は、計画の策定及び評価、保健事業の立案及び評価等の資料となる。

#### ■ 口腔（こうくう）

口の中のこと。唇からのどの手前までの範囲をさす。一般には「こうこう」と読むが、歯科医学用語としては「こうくう」と読む。

#### ■ 口腔衛生

歯と口腔内の粘膜を清潔に保ち、口腔の健康を増進すること。または、口腔の健康を増進するために、本人や歯科医療従事者が実施する様々な方法により、口腔の不潔因子を除去することをいう。

## ■ 口腔外傷

転倒や衝突等の際に外部から力が加わることにより、口の中の歯や粘膜が損傷すること。口腔粘膜の裂傷、歯の脱臼・破折、顎骨骨折、顎関節脱臼等がある。

## ■ 口腔がん

口の組織に発生するがん。舌、歯肉、頬の粘膜など、様々な部位に発生する。

## ■ 口腔管理

患者に対して、歯と口腔の疾患の診査・診断、歯科治療、歯科保健指導、口腔ケア等を実践し、歯と口腔の疾患の予防・治療・再発防止すること。主に、保険診療の場において、口腔ケアに関わる「口腔機能管理」及び「口腔衛生管理」という用語が用いられている。最近では、他の職種が行う日常的な口腔ケアを含めて、「口腔健康管理」という用語も使われている。

## ■ 口腔機能

嚙む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

## ■ 口腔機能の維持・向上

口のもっている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。

## ■ 口腔ケア

狭義の意味では、歯科疾患、誤嚥性肺炎等の予防を目的とする歯口清掃を中心としたケア。広義の意味では、歯科疾患、機能障害等に対する予防、治療、リハビリテーションを目的とした歯科治療から機能訓練までを含むケア。

## ■ 口腔習癖（こうくうしゅうへき）

舌の癖や唇を嚙む癖、指しゃぶり等、日常生活のなかで歯と口に関連した好ましくない習慣的行動。成長発達期にある小児では、嚙み合わせ、顎の成長等に影響を及ぼすことが多い。

## ■ 誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）

飲食物、胃の内容物、口腔内の細菌等が気管に入り込み、その結果、発症する肺炎。老化や脳血管障害の後遺症等による嚥下機能（飲み込む機能）や咳反射（気管に入った異物を排出する反射）の低下、口腔内の清掃不良等が原因となる。

## <さ行>

### ■ 在宅歯科医療

在宅で療養する高齢者等の通院できない方に対して、歯科医師が訪問し、歯科治療を行うこと。

### ■ 歯科健康教育

口腔の健康づくりのために、健康教室や講演会等で一般的な知識の啓発を行うこと。

### ■ 歯科健康診査、歯科検診

口の中の健康状態について、歯科医師に定期的に検査してもらうこと。

■ 歯科的身元確認

事件、事故、災害等における犠牲者の身元を確認する歯科的作業のこと。身元確認のために法医学的見地から個人識別が行われるが、この中で、口腔内所見や歯科用エックス線写真による歯科医学的検査は、腐敗、白骨、焼損等の死体では有用な方法とされている。

■ 歯科保健指導

口腔の健康づくりのために、各個人の歯科的問題に対して、個別的な歯口清掃、歯科保健習慣、食習慣等の指導を行うこと。

■ 歯間部清掃用器具

歯と歯の間を清掃する補助器具。代表的な器具としてデンタルフロスと歯間ブラシがある。

■ 歯周炎

歯肉だけでなく、歯根膜、歯槽骨まで広がった炎症で、中等度から重度までの歯周病。放置すると歯の喪失につながる。

■ 歯周組織

歯の周辺組織の総称。歯肉、歯根膜、セメント質及び歯槽骨から構成される。

■ 歯周病

歯の歯周組織に発生する病気の総称。病変が歯肉に限局している歯肉炎と、他の周辺組織まで波及している歯周炎に分類される。

■ 歯周病検診

市町村が40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の住民を対象に、健康増進事業として実施する歯周病の検診。節目以外の年齢の住民に対して歯周病検診を実施している市町村もある。

■ 歯石除去

歯に付着した白く（又は黒く）硬い粗造な塊を除去すること。歯科の専門用語ではスケーリングという。歯石自体は歯周病の直接な原因ではないが、歯垢（プラーク）を堆積させやすくするため、口腔の衛生環境を悪くする原因となる。

■ 歯肉炎

歯肉の辺縁部にみられる細菌による炎症で、初期の歯周病。赤く腫れたり、歯磨きをすると出血したりする。

■ 歯肉炎有病者率

ある集団の中において、歯肉炎がある者の割合。

■ 歯面清掃

むし歯や歯周病の予防、治療のために、歯科医師又は歯科衛生士が専用器具にて、患者の歯の表面から歯垢（プラーク）や着色等を除去すること。

■ 障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

#### ■ 障害者支援施設

障がいのある方に対して、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、  
「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設。

#### ■ 小窩裂溝填塞法（しょうかれっこうてんそくほう）

フィッシャー・シーラント。単にシーラントともいう。歯の深い溝やくぼみなど、むし歯  
になりやすい部分を接着性の樹脂で予防的に埋めてしまう方法。特に 6 歳臼歯は溝が深くて  
複雑なため、歯がある程度萌出した段階で実施すると、むし歯予防として効果的である。

#### ■ 食育

食の大切さをさまざまな体験を通じて、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって  
健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間を育てること。歯科の  
分野からは、歯と口の健康に根ざした食べ方からの食育を展開し、8020運動の一層の推  
進に取り組んでいる。

#### ■ 摂食嚥下機能（せつしょくえんげきのう）

食物を認知し、咀嚼し、そして飲み込むまでの一連の能力。

#### ■ 咀嚼機能

摂取した食べ物を嚙んで粉碎し、唾液と混和し食塊を形成する機能。

### <た行>

#### ■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立  
した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生  
活の支援が包括的に確保される体制。

#### ■ 地域密着型介護老人福祉施設

定員 29 名人以下の特別養護老人ホームのこと。入所している要介護者について、地域密着  
型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓  
練、健康管理及び療養上の世話を行う。

### <な行>

#### ■ 乳歯

子どもの歯のこと。6 カ月頃から生え始め、2 歳 6 カ月頃までに 20 歯が生えそろう。5～7  
歳ころから 10～12 歳頃にかけて永久歯と生え変わる。

### <は行>

#### ■ 8020（ハチマルニイマル）運動

「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者  
を対象とした調査によって、自分の歯が 20 本以上あると、食品の硬さや調理方法に関係なく、  
ほとんどの食品が食べられることが明らかにされ、また 8020 運動が始まった平成元年当時  
は平均寿命が約 80 歳であったことから、「8020」という目標が掲げられた。

## ■ 歯と口の健康週間

国民の健康の保持増進に寄与することを目的に、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発する毎年6月4日から10日までの1週間。

## ■ 歯の根面（こんめん）のむし歯

歯肉が老化や歯周病により退縮する（下がる）ことにより、露出した歯根（歯の根っこ）に発生するむし歯のこと。高齢者に多く発生する。

## ■ 一人平均永久歯むし歯数

永久歯むし歯の一人当たりの平均本数。対象者にみられた永久歯むし歯の総本数を対象人数で割った値。未処置歯（未処置のむし歯）だけでなく、処置歯（むし歯を処置した歯）及び喪失歯（むし歯が原因で喪失した歯）も含む。

## ■ 不正咬合（ふせいこうごう）

歯並びや咬み合わせが悪い状態。種類としては、歯がアゴに入りきらないで生えている叢生（そうせい）、前歯が反対に咬んでいる反対咬合（はんたいこうごう）、出っ歯と称される上顎前突（じょうがくぜんとつ）等がある。不正咬合は、審美性の問題だけではなく、歯磨きで汚れが取れにくいために、むし歯や歯周疾患になりやすい。また、食事や発音に問題が生じる場合もある。

## ■ フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。自然や飲食物にも含まれている自然環境物質。人間が生きるために摂取が必要な物質でもある。適量を歯に作用させることで、歯質を強化し、むし歯になりにくくする働きがある。むし歯予防に用いるフッ化物は、フッ化ナトリウム（NaF）、モノフルオロリンサンナトリウム（MFP）等であり、工業用のフッ化水素（HF）や有機フッ素化合物とは異なる。

## ■ フッ化物局所応用法

フッ化物を、直接、歯の表面に作用させることにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。フッ化物応用法には全身応用法と局所応用法があるが、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

## ■ フッ化物歯面塗布

むし歯予防のために、歯科医師又は歯科衛生士が比較的高濃度のフッ化物を含む薬剤を歯の表面に塗る方法。年数回定期的に実施する。フッ化物洗口ができない低年齢児にも適用できる。

## ■ フッ化物洗口

むし歯予防のために、低濃度のフッ化物水溶液を用いてブクブクうがいをする方法。毎日又は週1回行う。学校等において集団で実施する方法と家庭で個人的に実施する方法がある。方法が簡単で、安全性、有効性、経済性に優れていることから、保育所、幼稚園、学校等で行うのに適している。ブクブクうがいができるようになる4、5歳から14歳（中学校卒業）まで継続することが理想的。

## ■ フッ化物配合歯磨剤

むし歯予防効果のあるフッ化物を配合した歯磨剤。日本で市販されている全歯磨剤の90%以上を占めており、市販されている歯磨剤のほとんどにフッ化物が配合されている。フッ化物配合歯磨剤による歯磨きは、幼児から高齢者まで生涯を通じて家庭等で利用できる身近なむし歯予防方法。

## <ま行>

### ■ マウスガード

歯および周辺組織を保護する弾性の装置。スポーツ時に口の内外の外傷から守るために、口の中に装着する。

### ■ 未処置のむし歯

治療せずに放置しているむし歯のこと。口の中の細菌の関与により、歯質が溶解して歯が欠損した状態の歯。

### ■ 身元確認作業

事件、事故、災害等における犠牲者の身元を確認する作業のこと。身元確認のために法医学的見地から個人識別が行われる。個人識別の方法の中で、口腔内所見や歯科用エックス線写真による歯科医学的検査は、腐敗、白骨、焼損等の死体では有用な方法とされている。

### ■ むし歯

口の中の細菌の関与により、歯質が溶解して歯が欠損する病気。完全に元どおりの健全な状態には戻らないことから、病気の状態を評価する際には、未処置歯（未処置のむし歯）だけでなく、処置歯（むし歯を処置した歯）、喪失歯（むし歯が原因で喪失した歯）をすべて合わせて「むし歯」と扱う。

### ■ むし歯有病者率

未処置歯（未処置のむし歯）、処置歯（むし歯を処置した歯）、喪失歯（むし歯が原因で喪失した歯）のどれか1つ以上のむし歯をもつ者の割合。

## 2 イー歯トープ8020プランの中間評価の経過

年月日	中間評価の経過
平成 28 年 11 月	平成 28 年度岩手県歯科疾患実態調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>「イー歯トープ8020プラン」の中間評価並びに歯科保健の施策推進のための基礎資料を得ること目的に、口腔内診査及びアンケートからなる「岩手県歯科疾患実態調査」を「県民生活習慣実態調査」の一部として実施</li> </ul>
平成 29 年 3 月	市町村歯科保健事業実施状況調査（平成 28 年度実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度の市町村における地域歯科保健活動の状況を把握するため、市町村の歯科保健担当者にアンケート調査を実施</li> </ul>
平成 29 年 4 月	高齢者入所施設及び障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者入所施設及び障がい者入所施設における歯科健康診査、歯科保健指導等の歯科保健サービスの実施状況（調査基準日：平成 29 年 4 月 1 日）についてアンケート調査を実施</li> </ul>
平成 29 年 7 月 10 日	平成 29 年度第 1 回健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プランの中間評価（素案）について協議（中間評価の方法、目標項目の個別評価及び総括評価）</li> </ul>
平成 29 年 7 月 12 日	平成 29 年度第 1 回岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プランの中間評価（素案）について協議</li> </ul>
平成 29 年 9 月 19 日	平成 29 年度第 2 回健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プランの中間評価（素案）について協議（計画に関する動向、取組状況の評価、目標値の変更）</li> </ul>
平成 29 年 10 月 26 日	平成 29 年度第 3 回健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プラン中間評価報告書（中間案）について協議（取組状況の評価、今後の取組）</li> </ul>
平成 29 年 11 月 15 日	平成 29 年度第 2 回岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プラン中間評価報告書（中間案）について協議</li> </ul>
平成 30 年 1 月 25 日	平成 29 年度第 4 回健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プラン中間評価報告書（最終案）について協議</li> </ul>
平成 30 年 2 月 8 日	平成 29 年度第 2 回岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>イー歯トープ8020プラン中間評価報告書（最終案）について協議</li> </ul>
平成 30 年 3 月 16 日	議会への報告
平成 30 年 3 月 23 日	イー歯トープ8020プラン中間評価報告書のとりまとめ及び公表

### 3 健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会設置要領

(趣 旨)

第1 この要領は、岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）設置要綱第8の規定に基づき設置する健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康いわて 21 プランの口腔保健領域に係る策定、推進、評価及び見直しに関すること。
- (2) 口腔の健康づくり推進計画の策定、推進、評価及び見直しに関すること。
- (3) 口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (4) 口腔の健康づくりの推進に資する国庫補助事業の進行管理及び評価に関すること。
- (5) その他口腔の健康づくりの推進に必要な事項

(構 成)

第3 専門委員会は、推進協議会の委員及び学識経験者等 12 人以内をもって構成する。

2 委員は、保健福祉部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 専門委員会に座長及び副座長をそれぞれ1人置き、座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

2 座長は専門委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6 専門委員会の会議は、推進協議会の会長がこれを召集する。

(意見の聴取)

第7 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8 専門委員会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は推進協議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

#### 4 健康いわて21 プラン口腔保健専門委員会委員名簿

(50音順：敬称略)

氏名	所属	職名	備考
阿部 晶子	岩手医科大学歯学部	口腔医学講座予防歯科学分野 准教授	副座長
阿部 徹	全国健康保険協会岩手支部	企画総務部長	
菅 光枝	岩手県学校保健会 養護教諭部会	副会長	
神崎 浩之	岩手県介護支援専門員協会	会長	
工藤 弘幸	盛岡市保健所	健康増進課長	
熊谷 美保	岩手医科大学歯学部	口腔保健育成学講座小児歯科 学・障害者歯科学分野講師	
大黒 英貴	一般社団法人 岩手県歯科医師会	専務理事	座長
晴山 婦美子	一般社団法人 岩手県歯科衛生士会	会長	
深野 宏	岩手県知的障害者福祉協会	理事	
藤本 達也	社会福祉法人岩手県社会福祉 協議会・保育協議会	会長	
村松 徹	矢巾町役場	健康長寿課長	

平成29年7月～平成30年3月現在

## 5 岩手県口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年 3 月 29 日岩手県条例第 36 号）

口腔の健康は、バランスのとれた食生活を可能とし、また、生活習慣病や誤嚥性肺炎の予防に寄与するなど、心身とも健やかで豊かな人生を送るうえで基礎的かつ重要な役割を果たしている。

本県ではこれまで、全国に先駆けて実施している 8020 運動や平成 13 年度に策定した健康いわて 21 プランにより、県民の口腔の健康づくりに取り組んできたが、乳幼児期及び学齢期においては、むし歯有病率が全国平均を上回るとともに、地域間に大きな格差が生じているほか、成人期においては、重度の歯周病に患っている者の割合が増加している状況にある。また、人口に占める高齢者の割合が全国平均を上回っている本県においては、高齢者の口腔の機能の維持及び向上への対策が急務となっている。このため、生涯を通じた口腔の健康づくりの一層の促進が求められている。

平成 23 年 3 月 11 日、本県の沿岸地域を襲った東日本大震災津波は、地域の歯科の診療施設に壊滅的な被害をもたらした。関係団体等による支援が行き届くまでの間、避難所での生活においては、口腔の衛生及び歯科医療の確保について困難を極め、改めて災害時における口腔の衛生の確保の重要性を強く認識した。東日本大震災津波により失われた口腔保健サービスの提供のための体制を早急に整備するとともに、平時から災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制を構築しておく必要がある。

ここに私たちは、県民一人ひとりが主体的に口腔の健康づくりに取り組むとともに、県民誰もが、居住する地域にかかわらず、適切な口腔保健サービスを受けることができる環境が整備されることにより、生涯にわたって食べる喜び、話す楽しみを実感できるなど、生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、県民の口腔の健康づくり（口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持し、又は向上させることをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び歯科医師等（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）の責務並びに市町村及び保健医療等関係者（保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の口腔の健康づくりに関連する業務に携わる者であって歯科医師等を除いたものをいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第 2 条 口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- （1） 県民の主体的な口腔の健康づくりの取組を促進すること。
- （2） 県内の全ての地域において、生涯を通じて口腔保健サービス（歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）、保健指導、健康相談その他の口腔の健康づくりに関するサービスをいう。以下同じ。）を受けることができる環境の整備を推進すること。

### （県の責務）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた口腔の健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、適切な食生活の習慣を身につけること、定期的に歯科に係る検診を受けること及び保健指導を受けること等により、主体的に口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健医療等関係者との緊密な連携を図ることにより、適切な口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて県、歯科医師等及び保健医療等関係者と連携し、口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第7条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、口腔の健康づくりに取り組むとともに、県及び市町村が実施する口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員の歯科に係る検診を受ける機会の確保等口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、被保険者（同条第8項に規定する医療保険加入者をいう。）が歯科に係る検診を受けることを促進する等口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(口腔の健康づくりに関する基本的な施策)

第8条 県は、県民の口腔の健康づくりを推進するため、基本的な施策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 妊婦及び乳幼児の歯科保健に係る相談、指導等に関すること。
- (2) 幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること。
- (3) 成人の歯周病の予防対策に関すること。
- (4) 高齢者及び介護を必要とする者の口腔の機能を維持し、又は向上させるための対策に関すること。
- (5) 障がいのある者のむし歯及び歯周病の予防対策並びに歯科に係る検診の体制の整備に関すること。
- (6) 県民の口腔の健康づくりの推進に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (7) 災害発生時における口腔の衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制の確立に関すること。
- (8) 東日本大震災津波により被災した地域における口腔保健サービスの提供のための体制の整備に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県民の口腔の健康づくりの推進に必要な施策に関すること。

(実施計画)

第9条 知事は、県民の生涯を通じた口腔の健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、

及び実施するため、口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

- 2 実施計画は、口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する基本的な方針、目標及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、実施計画の変更について、準用する。

（いい歯の日）

第10条 県は、県民の間に広く口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、県民の主体的な口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの取組を促進するため、いい歯の日を設ける。

- 2 いい歯の日は、11月8日とする。
- 3 県は、市町村、歯科医師等及び保健医療等関係者と連携し、はちまるにいます8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標として口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりを進める運動をいう。）の普及啓発に努めるものとする。

（調査）

第11条 県は、口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する総合的な施策を実施するため、県民の口腔<sup>くわう</sup>の保健の実態について、おおむね5年ごとに調査を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第12条 県は、市町村が住民の口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定め、又は口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を策定し、若しくは実施しようとするときは、必要に応じ、情報の提供、専門的な助言その他の支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第13条 県は、口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 6 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日法律第 95 号）

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生

涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財

政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

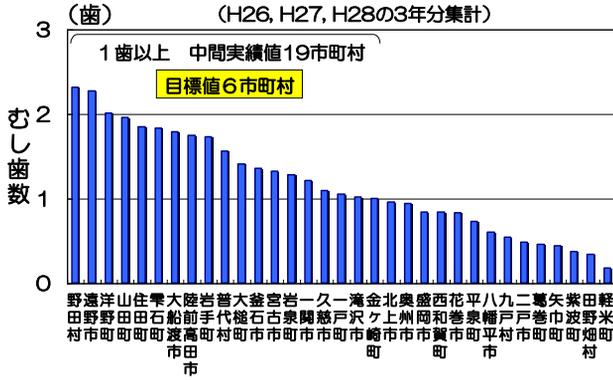
附 則

この法律は、公布の日から施行する。



参考図表5-2

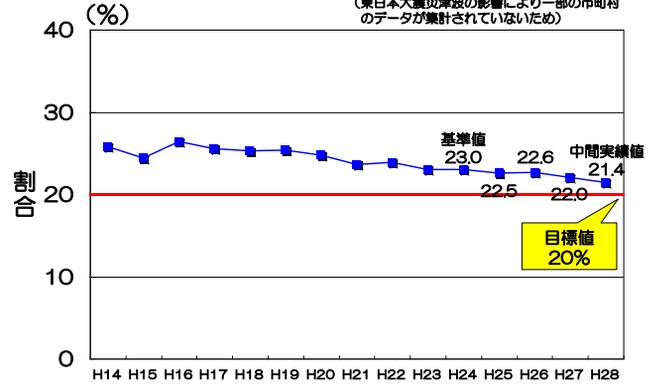
【学齢期②】12歳児で一人平均(永久歯)むし歯数が1歯以上である市町村の状況



出典：公立学校定期健康診断結果集計

参考図表6

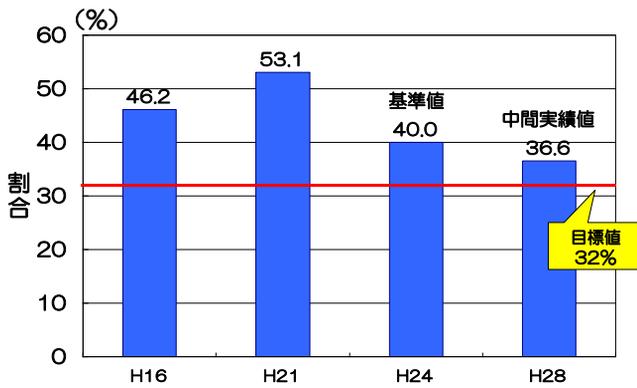
【学齢期③】中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の推移



出典：公立学校定期健康診断結果集計

参考図表7

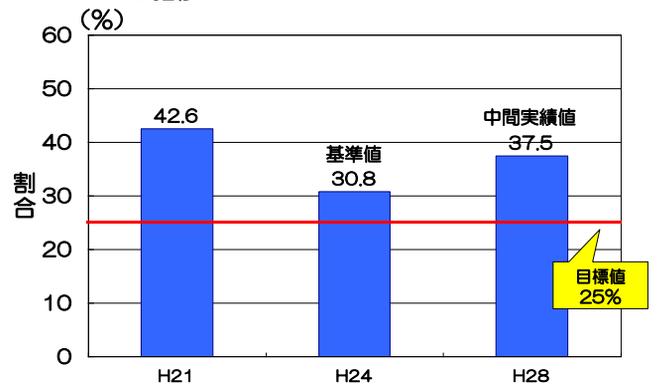
【成人期①】成人期で未処置のむし歯がある者の割合の推移



出典：岩手県「県民生活習慣実態調査」

参考図表8

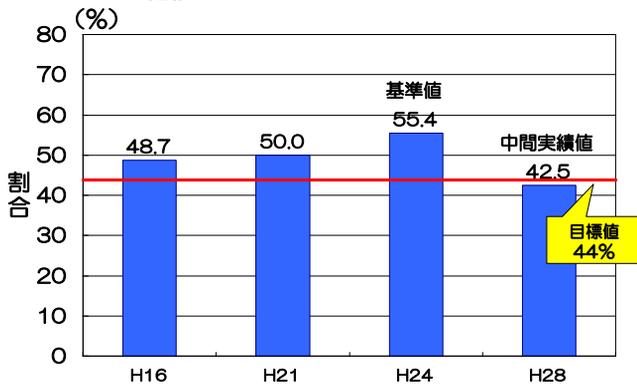
【成人期②】20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の推移



出典：岩手県「県民生活習慣実態調査」

参考図表9

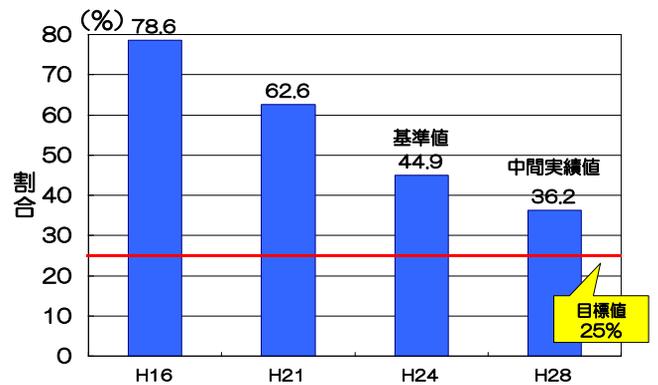
【成人期③】40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の推移



出典：岩手県「県民生活習慣実態調査」

参考図表10

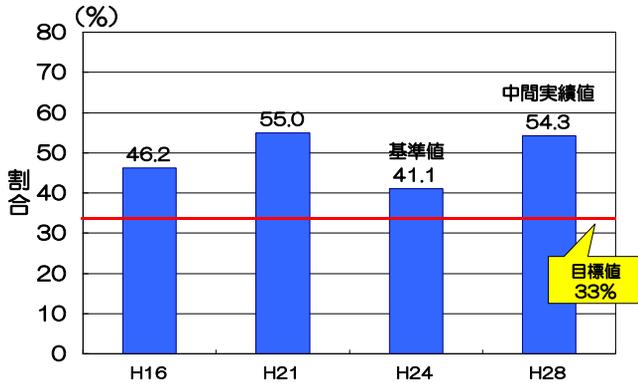
【成人期④】30・40歳代で喪失歯がある者の割合の推移



出典：岩手県「県民生活習慣実態調査」

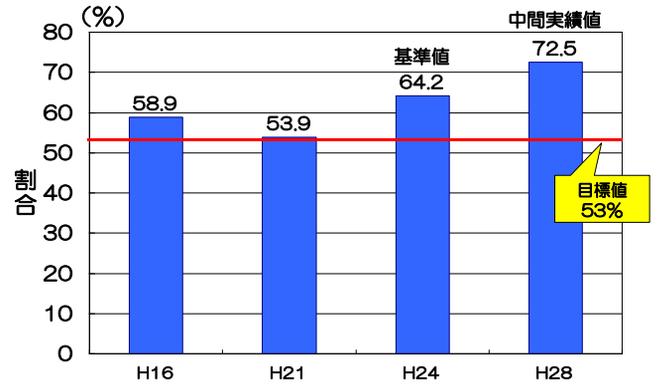
参考図表11

【高齢期①】60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の推移



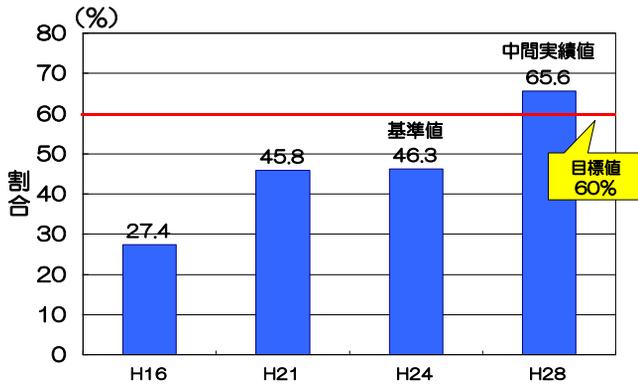
参考図表12

【高齢期②】60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の推移



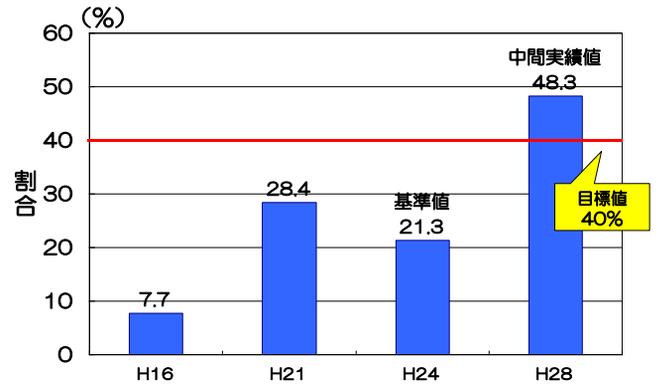
参考図表13

【高齢期③】60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の推移



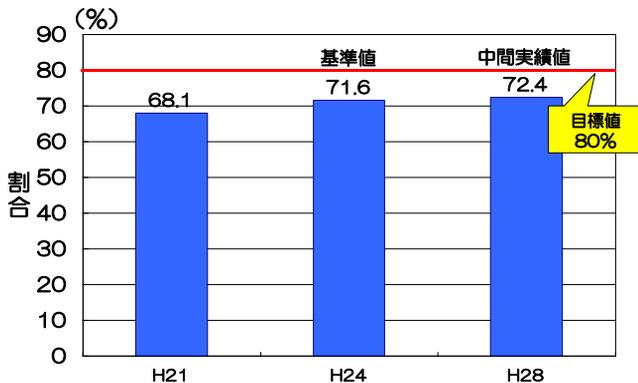
参考図表14

【高齢期④】80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の推移



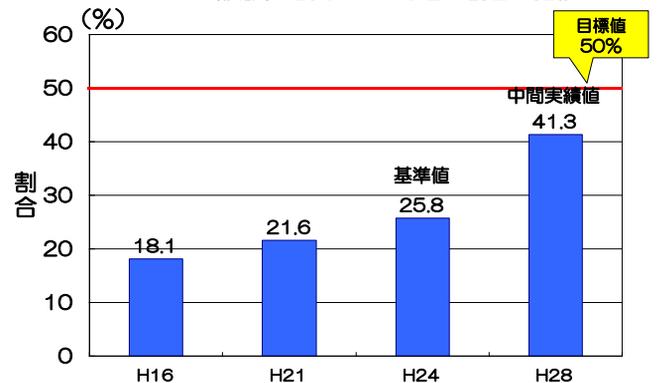
参考図表15

【高齢期⑤】60歳代における咀嚼良好者の割合の推移



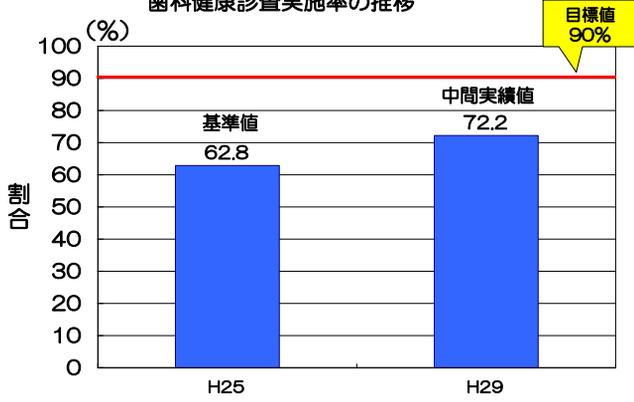
参考図表16

【成人期・高齢期】成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査（検診）を受けている者の割合の推移



参考図表17

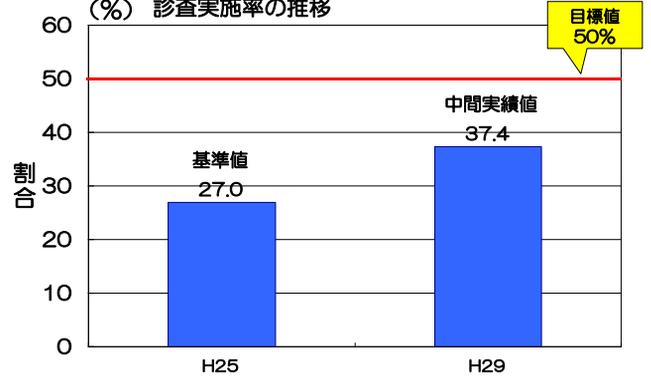
【障がい児者】 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な  
歯科健康診査実施率の推移



出典：岩手県健康国保課「障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」

参考図表18

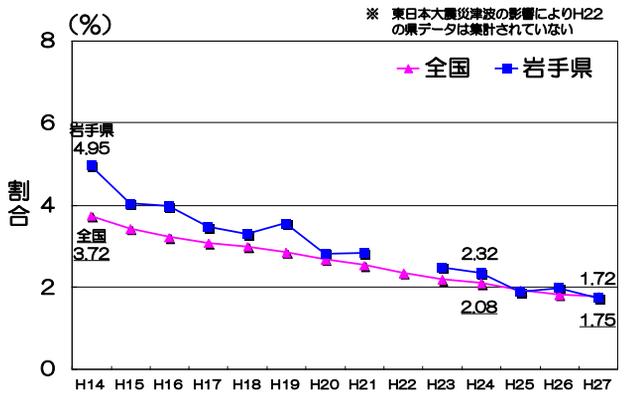
【要介護者】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域  
密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康  
診査実施率の推移



出典：岩手県健康国保課「高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」

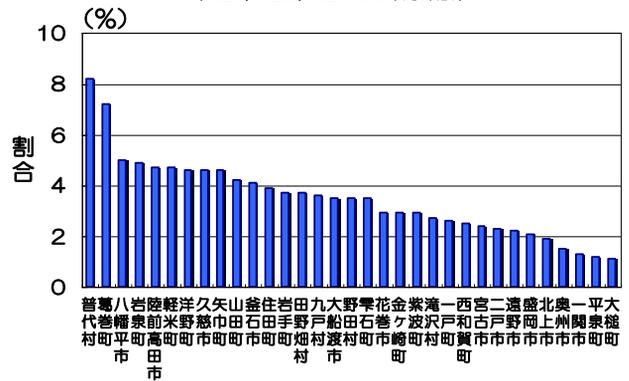
## ② 関連指標の推移

1歳6か月児でむし歯がある者の推移（全国との比較）



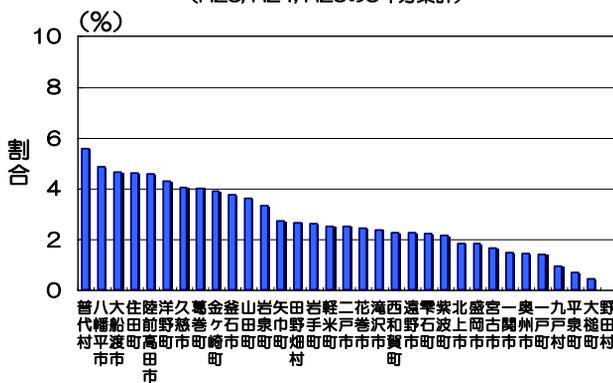
出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

1歳6か月児でむし歯がある者の割合（市町村別）  
(H21, H23, H24の3年分集計)



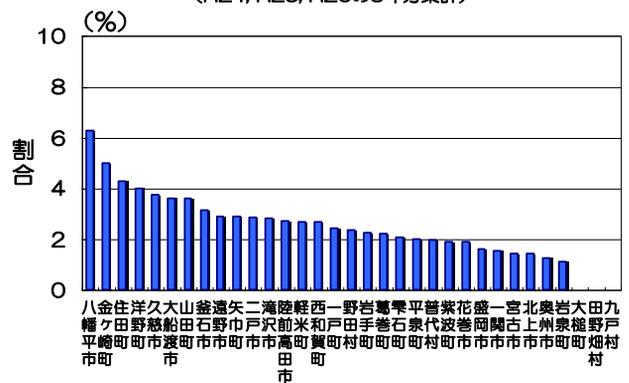
出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

1歳6か月児でむし歯がある者の割合（市町村別）  
(H23, H24, H25の3年分集計)



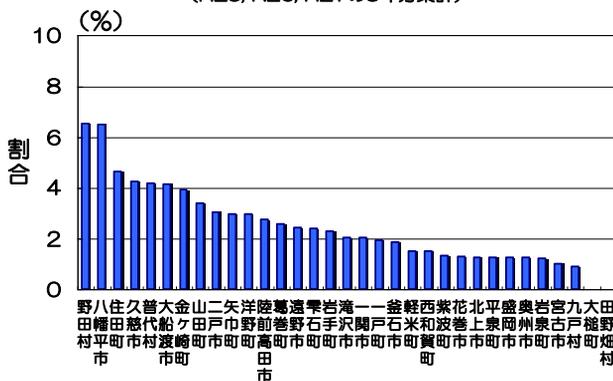
出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

1歳6か月児でむし歯がある者の割合（市町村別）  
(H24, H25, H26の3年分集計)



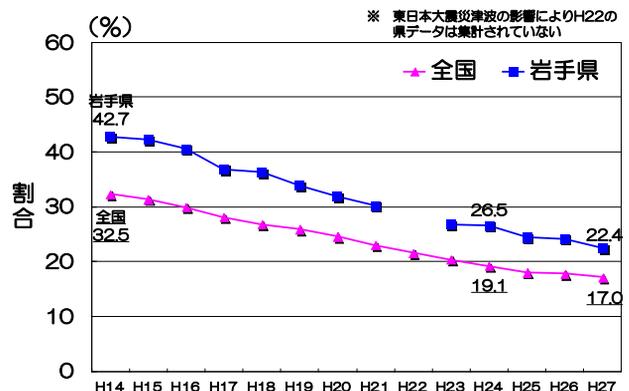
出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

1歳6か月児でむし歯がある者の割合（市町村別）  
(H25, H26, H27の3年分集計)



出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

3歳児でむし歯がある者の割合の推移（全国との比較）



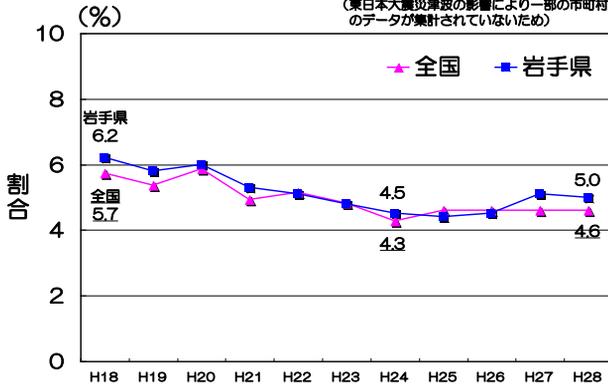
出典：3歳児歯科健康診査結果集計





中学生で診察が必要な程の歯肉炎がある者の割合の推移（全国との比較）

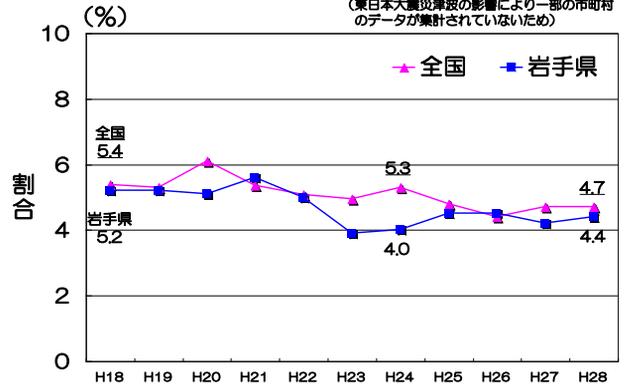
※ H23の県データは参考値  
（東日本大震災津波の影響により一部の市町村のデータが集計されていないため）



出典：文部科学省「学校保健統計調査」、公立学校定期健康診断結果集計

高校生で診察が必要な程の歯肉炎がある者の割合の推移（全国との比較）

※ H23の県データは参考値  
（東日本大震災津波の影響により一部の市町村のデータが集計されていないため）



出典：文部科学省「学校保健統計調査」、公立学校定期健康診断結果集計





わんこきょうだい・そばっち



日本歯科医師会 PR キャラクター  
よ坊さん（岩手県）

イー歯トープ8020プラン  
（岩手県口腔の健康づくり推進計画）  
中間評価報告書

発行年月 平成30年3月

編集・発行 岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県口腔保健支援センター

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL:019-629-5468, FAX:019-629-5474

